

平成25年3月第1回八街市議会定例会会議録（第6号）

.....

1. 開議 平成25年3月19日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

1番 長谷川 健 介  
2番 鈴 木 広 美  
3番 服 部 雅 恵  
4番 小 菅 耕 二  
5番 小 山 栄 治  
6番 木 村 利 晴  
7番 石 井 孝 昭  
8番 桜 田 秀 雄  
9番 林 修 三  
10番 山 口 孝 弘  
11番 湯 浅 祐 徳  
12番 川 上 雄 次  
13番 古 場 正 春  
14番 林 政 男  
15番 新 宅 雅 子  
16番 鯨 井 眞佐子  
17番 加 藤 弘  
18番 京 増 藤 江  
19番 右 山 正 美  
20番 丸 山 わき子  
21番 小 高 良 則  
22番 中 田 眞 司

.....

1. 欠席議員は次のとおり

な し

.....

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

|       |   |         |
|-------|---|---------|
| 市     | 長 | 北 村 新 司 |
| 副 市   | 長 | 小 澤 誠 一 |
| 教 育   | 長 | 川 島 澄 男 |
| 総 務 部 | 長 | 浅 羽 芳 明 |
| 市 民 部 | 長 | 加 藤 多久美 |

|                 |         |
|-----------------|---------|
| 市民部参事（事）国保年金課長  | 石 毛 勝   |
| 経 済 環 境 部 長     | 中 村 治 幸 |
| 建 設 部 長         | 糸 久 博 之 |
| 会 計 管 理 者       | 江 澤 弘 次 |
| 教育委員会教育次長       | 長谷川 淳 一 |
| 農業委員会事務局長       | 藤 崎 康 雄 |
| 選挙管理委員会事務局長     | 小 出 聰 一 |
| 監 査 委 員 事 務 局 長 | 麻 生 和 敏 |
| 財 政 課 長         | 吉 田 一 郎 |
| 介 護 保 険 課 長     | 宮 崎 充   |
| 下 水 道 課 長       | 藏 村 隆 雄 |
| 水 道 課 長         | 佐 藤 幸 男 |
| 学校給食センター所長      | 石 川 孝 夫 |
| 総務部参事（事）総務課長    | 小 出 聰 一 |
| 厚 生 課 長         | 石 川 良 道 |
| 経済環境部参事（事）農政課長  | 吉 野 輝 美 |
| 建設部参事（事）道路河川課長  | 勝 股 利 夫 |
| 庶 務 課 長         | 勝 又 寿 雄 |

.....

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

|         |           |
|---------|-----------|
| 事 務 局 長 | 森 田 隆 之   |
| 副 主 幹   | 太 田 文 子   |
| 副 主 幹   | 梅 澤 孝 行   |
| 主 査 補   | 須 賀 澤 勲   |
| 副 主 査   | 居 初 理 英 子 |

.....

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第6号）

平成25年3月19日（火）午前10時開議

日程第1 発議案の上程 発議案第2号

提案理由の説明

日程第2 議案第2号から議案第28号

委員長報告、質疑、

議案第23号組み替えを求める動議の提出、質疑

議案第23号修正動議の提出、質疑

討論、採決

- 日程第 3 発議案第 2 号  
質疑、委員会付託
- 追加日程第 1 議案の上程  
議案第 29 号、議案第 30 号  
提案理由の説明  
委員会付託省略、質疑、討論、採決
- 追加日程第 2 発議案第 2 号の撤回の件

○議長（中田眞司君）

ただいまの出席議員は22名です。したがって、本日の会議は成立しました。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

最初に、各常任委員会付託事件について、各常任委員長から審査報告の提出がありましたので、配付しておきました。

次に、監査委員から1月予算執行分に係る例月出納検査報告書が提出されていますので、その写しを配付しておきました。

次に、本日の欠席の届け出が、石川学校給食センター所長よりありました。

以上で報告を終わります。

日程第1、発議案の上程を行います。

発議案第2号の提案理由の説明を求めます。

○桜田秀雄君

それでは、発議案第2号、八街市空き家等の適正な管理に関する条例の制定について。

提出者は桜田秀雄。賛成者は古場正春議員でございます。

条例案は、お手元にお配りのとおりでございますが、若干、提案に至った理由、条例案の骨子を述べさせていただきます。

国が5年ごとに行っている調査によると、全国の空き家は平成20年に、約757万戸で10年前に比べて、約180万戸増加し、空き家率は13.1パーセントになっています。

八街市の空き家も3千600戸を超え、空き家率は12.9パーセント、市内には、私の知る限りでも6カ所に火災で焼け落ちた建物が、長い間放置され、周辺住民は防犯や環境衛生上、大変不安な生活を余儀なくされています。

現在、こうした建物や管理不全な空き家に対して、対応できる法的な根拠がないために、市当局も大変に対応に苦慮しているところでございます。こうした状況を打開するために、各市町村で独自の条例を制定し、多くの成果が報告されています。本議会での一般質問でも事の重要性から市独自の空き家対策条例の制定を求め、住民の安心・安全な暮らしの保証と生活環境の整備を求めてまいりました。

---

---

---

---

八街市には、昭和47年に空き地の管理の適正化に関する条例が制定されておりますが、平成24年3月議会で、既定の条例に空き家の規定を加える方法もあるとの市長答弁があり、各派の意見も出そろったことから、政策形成が整いつつあるものと思います。

本条例案は、関係する住人が迷惑している。空き地、垣根、空き家の３つの問題を空き家等として、１つの条例に取りまとめ、実効性の高い内容になっております。

条例の名称は、八街市空き家等の適正な管理に関する条例とし、先ほども申し上げましたが、空き地、垣根、空き家、この迷惑３事案を１つの条例に取りまとめたものでございます。

次に、条例の骨子でございますが、１、管理不全な空き家等について、市民からの情報提供。２つ目に情報等に基づく実態調査。３つ目に改善への助言。４つ目に勧告に従わない場合の公表。５つ目に改善命令。６つ目に代執行ができることなどから構成をされております。

特に代執行に至らず、頼らず、問題の解決が図られるよう、緊急、安全、代行措置及び命令代行措置を設け、緊急に危険を回避する必要があるとき、また、命令に関わる措置が履行できない旨の申し出があったときは、所有者の同意を得た上で、措置ができることとしており、かかった経費については、所有者から徴収することといたしております。

なお、条例の施行には、規則の整備、庁内の措置整備、市民への周知など、一定期間を要することから、施行日を施行の日からとさせていただいております。

よろしくご審議の上、議決くださいますよう、お願いを申し上げます。

#### ○議長（中田眞司君）

ただいま議題となっております発議案第２号の質疑については、本日の日程第３で行います。

日程第２、議案第２号から議案第２８号を一括議題とします。

各常任委員長の報告を求めます。

最初に、林修三総務常任委員長。

#### ○林 修三君

おはようございます。総務常任委員会に付託されました、案件６件につきまして、去る２月２８日、３月１日の両日にわたり委員会を開催し、審査いたしました。

審査の結果は、配付してあります報告書のとおりではございますが、若干、審査内容につきまして、要約してご報告申し上げます。

議案第２号は、八街市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。これは、暦年で付与している職員の年次休暇を年度で付与し、管理するために改正するものです。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第３号は、八街市特別職の職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、平成２４年度までの時限措置として実施していた特別職等の給与の減額を引き続き平成２５年度においても継続して実施するために改正するものです。

審査の過程において委員から、「この改正は、行政改革の一環として行っていくとのことですが、現在の財政状況と今後の見通しを伺う。」という質疑に対して、「平成２５年度一般会計予算においては、財政調整基金と臨時財政対策債、合わせて２０億円により、予算編成している状況です。臨時財政対策債は、地方交付税の代替措置になりますが、財政調整基

金については限りがあるので、十分に考えての財政運営となるものです。今後の状況は、平成26年度から消費税の引き上げ等が始まるので、経常的経費が上がってくるものと考えています。現在、6年連続で経常収支比率が90パーセント台が続いており、今後も続くものと考えています。」という答弁がありました。

次のとおり反対討論がありました。

「この条例の一部改正については、平成15年度から毎年3月議会に議案として提出されてきました。行政改革の一環と説明していますが、1年で期限が切れて元に戻るというもので、真剣に市財政のあり方に向き合っているのかという疑問を持つものであります。課税所得200万円以下の世帯が7割を超す八街市民の生活実態のもとで、新年度予算編成にあたり、弱者への新たなサービスの削減、負担増などを盛り込んでいます。市民目線での適切な市長報酬にすべきであり、また、1年ごとの条例改正ではなく、本則改定として位置付けるべきであります。以上の立場から反対するものです。」

次のとおり賛成討論がありました。

「この一部改正は、市長、副市長及び教育長の給与について、市長にあつては10パーセント、副市長にあつては7パーセント、教育長にあつては5パーセントの削減をそれぞれ行うものであつて、今年度平成24年度においても、平成23年度の削減率をさらに一段上回る削減が現在行われているところです。平成25年度においても、この平成24年度と同様の削減率により給与の削減を引き続き実施するものです。この削減は、低迷する昨今の社会情勢や本市の厳しい財政状況等をしっかり受け止めた上での取り組みであり、市民視点からも評価されるものであると考えるものです。また、県内でも市長などの給与削減を実施している市町村はさほど多くはなく、一部の実施しているところと比較しても、今回の本市における削減は、同等ないし、それ以上のものになっています。この点から評価すべきものであると考えます。よって、この条例の制定について賛成するものです。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第4号は、八街市一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、国の基準に準じて、職員の通勤手当の支給額の一部を改正するものです。

審査の過程において委員から、「この改正より、対象となる職員数を伺う。」という質疑に対して、「現在、在職している職員を基準にすると93名になります。」という答弁がありました。

次に「通勤手当の全体の見直しが必要ではないか伺う。」という質疑に対して、「現在のところ、全体的な見直しは考えていません。一般的に民間も含めて、非課税限度額を基準に通勤手当が支給されている状況にありますので、増額するようなことは考えていません。」という答弁がありました。

次に「1円未満の端数の切り上げ、切り下げについて伺う。」という質疑に対して、「第8条第5項の部分については、最終的に給与を支給する場合の端数処理の考え方です。基本

的には、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律を受けたものです。第18条については、1時間当たりの給与の計算を行う途中のところで、どのように端数を取り扱うかということになります。」という答弁がありました。

次のとおり賛成討論がありました。

「今回の通勤手当の改正は、通勤手当において非課税限度額を超過している5キロメートル以上10キロメートル未満の区分の手当支給額を他の区分と同様に非課税限度額の4千100円に変更するというものであり、客観的合理性の観点から、これ以外の区分の職員との公平性や均衡を考えるならば、ごく当然のことと考えるものです。したがって賛成するものです。」

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第5号は、八街市一般職の職員の管理職手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本市の厳しい財政状況から、一般職の職員の管理職手当について、平成25年度においても20パーセントの削減をするものです。

審査の過程において委員から、「管理職手当カットが始まってどのくらいの年数がたつのか。また、対象役職数と対象額を伺う。」という質疑に対して、「平成17年度については、1年度間の実施。平成18年度は実施はしていません。それ以降は、平成19年度から平成24年度まで実施してきました。都合7年度間実施しています。役職ごとの人数については、部長等は7名、参事職が4名、課長職が29名、7級主幹職が3名、6級園長が3名、安全安心担当官が1名、各園の園長7名で全部で54人になります。1年度間の影響額は、755万円相当の削減と試算しています。」という答弁がありました。

次に「八街市のラスパイレス指数は低い状況と思いますが、その状況と照らし合わせて管理職手当を削減する状況なのか伺う。」という質疑に対して、「ラスパイレス指数は近隣と比べて決して高い数値ではないと承知しています。しかし、管理職手当の削減については財政事情などを勘案しますと、管理職として率先して何らかの行動を起こさなければならないという背景もありますので、ラスパイレス指数とは切り離れたところで考えたいと思っています。」という答弁がありました。

次のとおり反対討論がありました。

「政府は昨年11月に国家公務員の退職手当を約15パーセント減らす改正法を成立させており、全自治体に対し、条例改正で地方公務員も国と同様に退職手当を減額するよう要請しています。管理職は自治体にとっては市政運営にあたって貴重な人材であり、財産だと思います。財政が厳しくなったからと、その責任をとらせるのは間違いであります。さらに総務省は管理職手当の削減を10パーセント程度求めています。八街市では、今回も20パーセントの削減で、影響額は755万円にもなります。県内の職員の給与比較では、36市中ワースト4であり、ラスパイレス指数では98.2と低くなっています。せめて手当での補充は必要ではないでしょうか。一生懸命働いても管理職だから、中堅層だからとカットされ

ていたのでは、働く意欲に関わります。責任ある立場の職員の保障をすべきであり、管理職手当の削減は、やるべきではありません。以上の立場から反対します。」

次のとおり賛成討論がありました。

「職員の管理職手当は、さかのぼること平成17年度から一定の減額が実施されてきているところです。これは、本市の厳しい財政状況をきちんと受け止め、管理職自らが率先して何らかの対応をしなければならないという意思表示のあらわれであるものと捉えており、大いに評価されるべきと認識しています。依然として本市の厳しい財政状況に改善の兆しが見られず、先に開催された市の行財政改革推進本部においても、このような財政状況のもとでは管理職手当の削減を止める時期にはないとのことから、平成25年度においても20パーセントの減額を実施するという決定がなされ、これをもとに平成25年度の時限措置として20パーセントの減額が実施されるということです。このような管理職職員の思いや行財政改革推進本部における決定は、尊重されるべきものです。このようなことから賛成するものです。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第18号、平成24年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算補正の内歳入全款、歳出1款議会費、3項を除く2款総務費、4款衛生費の内1項7目、8款消防費、第2表繰越明許費補正の内2款総務費、8款消防費、第3表地方債補正についてです。

審査の過程において委員から、歳入では、「市税の法人税、固定資産税の増額理由を伺う。」という質疑に対して、「国の平成23年度の税制改正の当初政府案は、法人税率の引き下げを平成23年4月1日以降、つまり決算は平成24年度から影響する予定でした。本市では、その影響を受けることとなる法人市民税及び市たばこ税を平成24年度予算に反映させる形で計上していましたが、法人税率改正が国会審議において与野党の合意が得られず、実施が先延ばしされ、結局政府案が修正されて、平成24年4月1日以降に開始する事業年度となり、決算確定は平成25年度になりました。1年先延ばしになったために、本市における法人市民税等も平成25年度から影響を受けることになりましたが、国会における税制改正が急であったために、本市の当初予算は当初政府案をもとに、平成24年度から影響を受ける形に計上していたため、予算組み替えの補正をする必要が生じたものです。固定資産税の土地については、時点修正で鑑定をかけた結果、減額ということになりました。ここ数年来、土地については、毎年若干ですが評価額が落ちているという状況です。家屋については、当初見込んでいた新增築分が若干増えたことによるものです。償却資産については、平成23年度に住野地区に大規模工場が新設されたことによるものです。」という答弁がありました。

次に「復興特別法人税は始まっているが、これが増の原因にならないのか。」という質疑に対して、「復興特別法人税については、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間、10パーセント税率を上乗せするもので、平成24年事業開始年度からという

ことになります。平成25年の決算から影響するものなので、今回は関係ありません。」という答弁がありました。

次に「市営住宅使用料減の理由を伺う。」という質疑に対して、「市営住宅使用料については、入居件数が1月末現在で5件、退居件数が16件ということで、退居の方が多くなりましたので減額するものです。滞納繰越分については、離職や病気のために収入が得られないとして納付が遅れている方が多く、歳入の不足が起こるために減額するものです。」という答弁がありました。

次に「浄化槽設置整備事業循環型社会形成推進交付金の減の理由を伺う。」という質疑に対して、「当初37基分を予算計上していましたが、県からの配分が33基でしたので、4基分減額するものです。」という答弁がありました。

次に「生活・就労等支援対策事業補助金減の理由を伺う。」という質疑に対して、「緊急特別措置事業住宅手当の524万1千円の減については、平成24年度の実績として、本年1月16日現在で、延べで76件、実人員で17人、支給額で324万1千600円となり、当初の見込みを下回ったため減額するものです。就労支援業務の委託に関する127万8千円減については、就労支援相談員を2名配置していますが、うち1名は、派遣委託により設置していました。労働者派遣法の規程により同一業務での派遣が3年間までとされていることから、平成24年11月末日で委託期間が満了したことにより、減額するものです。その後については、1名直接雇用して、2名体制を維持して就労支援業務を行っています。」という答弁がありました。

次に「青年就農給付金の利用できなかった理由を伺う。また、国に対して利用できる制度にしてほしいと申し入れしているのか。」という質疑に対して、「要件に満たなかった内容といたしまして、要件の1つの農用地の確保が困難であったことから、給付金事業の活用が図れませんでした。これについては、県農業事務所と連携しながら相談に乗り、いろいろ協議しております。要件の緩和については、要望していきます。」という答弁がありました。

次に「後期高齢者医療健康診査費委託金の減の理由を伺う。また、対象者数、受診者数を伺う。」という質疑に対して、「千葉県後期高齢者医療広域連合から後期高齢者の健康診査の委託を受けており、事業費が確定したことにより、減額するものです。対象者は5千585人、受診者は959人で、受診率にすると17.2パーセントとなります。」という答弁がありました。

次に「地域自殺対策緊急強化基金補助金の事業内容を伺う。」という質疑に対して、「児童・生徒、保護者も含めて、不登校、いじめ、家庭内暴力、ネグレストなどの問題から自殺に結び付かないよう支援するための基金で、教育支援センターの事業に充当しています。」という答弁がありました。

次に、歳出2款では、「庁舎非常用発電機設置工事の内容について伺う。」という質疑に対して、「庁舎非常用発電機設置工事については、全体で275KVA、現行契約電力の61.5パーセントをカバーすることになります。燃料については、調達の面から軽油を見込

んでおり、タンクは3千500リットルで48時間連続燃焼が可能と見込んでおります。275KVAは、145KVAと130KVAの2台に分かれます。第1庁舎、第3庁舎が145KVAで、第2庁舎の裏へ設置。また、総合保健福祉センターについては、130KVAでセンターの屋上への設置を予定しています。事業費については、9千421万7千円ですが、市債として9千60万円、一般財源361万7千円となります。市債については、緊急防災減災事業で8千万円、防災対策事業で1千60万円です。」という答弁がありました。

次に「東日本大震災等避難者支援に係る民間賃貸住宅提供事業の減の理由を伺う。また、当市に避難されている人数を伺う。」という質疑に対して、「実際に民間賃貸住宅に入居される方の実態から、予算を下回る執行状況になっています。年度途中で地元にお帰りになる方が何人かいましたので、当初の見込みよりも実際の執行額が少なくなると見込んでいます。避難されている方は、宮城県の方で1世帯7名、福島県の方で6世帯15名、計7世帯22名の方が当市に避難されて民間賃貸住宅に入居されています。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第23号、平成25年度八街市一般会計予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算の内歳入全款、歳出1款議会費、3項を除く2款総務費、4款衛生費の内1項7目、8款消防費、11款公債費、12款諸支出金、13款予備費、第2表継続費、第3表債務負担行為、第4表地方債についてです。

審査の過程において委員から、歳入では、「個人市民税の減、伸び悩みの原因をどのように分析しているのか。」という質疑に対して、「前年度当初予算比で、現年度分614万7千円、0.2パーセントの微減となっており、ほぼ横ばい状態です。これは、平成25年度に大きな税制改正が予定されていないことや、依然として景気低迷等の影響により、残念ながら納税者の所得が伸びない厳しい状況が続くという想定のもとに見込んでいるものです。」という答弁がありました。

次に「復興特別税の見込みを伺う。」という質疑に対して、「臨時増税分ですが、所得税については、2013年1月から2.1パーセント、25年間上乘せになります。住民税については、2014年6月から1千円、10年間の上乗せになりますので、現状においてはまだ影響はありません。」という答弁がありました。

次に「平成25年度の税の徴収にあたっての収入が低迷している世帯への対策、対応はどのように考えているのか。」という質疑に対して、「滞納者の事情など十分に聞き取りながら対応したいと考えています。」という答弁がありました。

次に「法人市民税は、前年度と比較すると若干増となっているが、今後どのような見通しか伺う。」という質疑に対して、「国税である法人税が改正されることになり、大企業であれば30パーセントの税率が25.5パーセント、中小企業では18パーセントが15パーセントとなります。しかし、全体で見ると単純に前年度の当初予算と比較すると、平成25年度については、増加が見込めると考えています。」

次に「固定資産税の増額理由を伺う。」という質疑に対して、「土地については、基本的

には、評価替え以後3年間変更はないのが原則ですが、毎年時点修正をかけています。この時点修正で評価額が落ちているということから、この下落傾向は緩やかになりつつあるものの平成25年度も落ちると見込み、減額で見込んでいます。家屋については、在来分の家屋に加えて、新增築の家屋が今回、約230棟余り増えるの見込んでいます。償却資産については、住野に大規模工場が開設されたことにより増になったものです。」という答弁がありました。

次に「自動車取得税交付金の減額理由を伺う。」という質疑に対して、「国の予算が非常に遅れたことが影響し、本市の予算編成時において通知がありませんでしたので、過去の実績や地方財政収支の仮試算などから算出したことによります。」という答弁がありました。

次に「総務使用料の庁舎建物等使用料の内容を伺う。」という質疑に対して、「庁舎建物等使用料のうち554万4千円については、職員の通勤用自家用車の駐車使用料で154台分を計上しています。」という答弁がありました。

次に「児童福祉施設使用料の児童クラブ保育料が前年度より減になっている理由を伺う。」という質疑に対して、「平成25年度の入所見込数が平成24年度の予算見込数に比べて、月平均33人減る見込みで計算しています。」という答弁がありました。

次に「社会体育施設使用料が前年度と同額が予算計上されている理由を伺う。」という質疑に対して、「平成22年度の実績をもとに今回計上しました。本来であれば2年前の平成23年度の決算額をもとに計上するところですが、平成23年度は、東日本大震災の影響で8月まで夜間の使用等を制限していたことにより、平成23年度の決算額が通常の年度に比べて低いことから、その1年前の平成22年度の決算額を今回計上しました。」という答弁がありました。

次に「住宅用太陽光発電設備導入推進事業補助金は、前年度と比較してどのような状況か伺う。」という質疑に対して、「平成24年度については、1キロワット当たり県2万円、市1万円ずつで3万円、3.5キロワットを上限として10万5千円を補助していました。平成25年度については制度が改正になり、県・市が1万円ずつの2万円で、3.5キロワット7万円上限の補助となります。基数については、平成24年度当初は40基で、平成25年度は60基計上しています。」という答弁がありました。

次に「緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金が、かなり昨年度と比較して増額になっている理由を伺う。」という質疑に対して、「事業内容は3事業になります。1つ目は、現在道路台帳が紙ベースで管理保管されていますが、電子化にすることにより効率を図り、市民サービスの向上を図るという目的で道路台帳の電子化事業で5千176万3千円です。2つ目としては、来庁者に対する市民サービスの向上を図るため、フロアマネジャーを庁舎ロビーに配属するフロアマネジャー業務で361万7千円です。3つ目として、市内の小中学校で援助が必要とされる児童・生徒の安全、きめ細かな指導や支援を推進することを目的に行う教育補助員配置事業で4千96万4千円です。以上3つの事業を県に申し込みしました。」という答弁がありました。

次に「学校保健課題解決支援事業委託金の内容を伺う。」という質疑に対して、「新規事業であり、心の健康保持に取り組み、本市の長欠・不登校の問題に働きかける事業内容を計画しているものです。具体的には、講師を招いての講演会の開催、啓発資料の配付などになります。」という答弁がありました。

次に「諸収入の延滞金については、国は延滞金の率を引き下げるとのことですが、当市独自に検討する考えはないか。」という質疑に対して、「延滞金の率については、国で見直しを進めています。案として聞いているのは、14.6パーセントを9.3パーセントに見直しそうとしているようです。これについては、地方税法の中で延滞金の率がうたわれるところですので、当市は地方税法にのっとって適用する形になると思います。」という答弁がありました。

次に「諸収入給食事業収入では、給食費は何人分か。また、平成24年度と比較するとどのような状況か。」という質疑に対して、「平成25年度に給食費を計上した人数は児童・生徒数で5千816人です。内訳は小学校が3千672人、中学校が2千144人です。平成24年度当初予算計上時の児童・生徒数は、6千62人でしたので、25年度は246人の減になります。」という答弁がありました。

次に歳出2款では、「財政力指数から見た市長の給料と市長交際費の見直しについてどのように考えているのか。」という質疑に対して、「給料については、現時点で10パーセントの削減を実施しているところですが、平成25年度におきましても、取り止める状況にないと判断しました。交際費については行財政改革を推進している中で、種々検討してきました。この算定にあたりましては、近隣市の状況を見たところ、印旛管内7市の平均を下回っており、県内36市の平均が平成24年度196万円という状況もあります。しかし、県内事情とは別に八街市の財政状況を踏まえた中で、今回40万円減額したものです。」という答弁がありました。

次に「職員厚生費の産業医の仕事内容を伺う。」という質疑に対して、「労働安全衛生の関係から事業所に必ず置かなければならないもので、設置しているものです。業務内容は、職員の健康相談、各職場の巡視や職員向けの講演をお願いしています。」という答弁がありました。

次に「事務機器管理費の使用料及び賃借料の減額理由を伺う。」という質疑に対して、「コピー機を総務課で12台管理しているうち、モノクロの9台のコピー機について平成24年度から入札形式をとりました。従前は、基本契約料のほかにカウンター料金がかかる料金体系になっていましたが、入札にあたりカウンター料金、保守料金も含めた契約にすることとして入札を行った結果、削減が図られました。平成25年度は、その体系で契約が継続されますので、平成24年度当初予算と比べますと平成25年度は、大きな削減となります。」という答弁がありました。

次に「千葉県JR線複線化等促進期成同盟負担金の活動内容を伺う。」という質疑に対して、「千葉県及び県内51市町村並びに千葉県経済協議会が会員となっており、それぞれの

市、町などからの要望等を取りまとめて、ＪＲ本社、千葉支社にさまざまな要望をしています。八街市としては、複線化の促進、快速電車の増発、佐倉駅での乗り継ぎの利便性などを要望しています。」という答弁がありました。

次に「公共交通対策では、平成２４年度は地域公共交通調査業務を委託しましたが、この内容は平成２５年度に具体化が図られるのか伺う。」という質疑に対して、「市内全般にわたるＪＲ、路線バス、タクシー、ふれあいバスの関係の調査を行いました。これをもとに、市内のあるべき交通の姿を検討しているところです。引き続き平成２５年度で計画を取りまとめる予定です。」という答弁がありました。

次に「電算管理費の使用料及び賃借料の増の理由を伺う。」という質疑に対して、「総合行政情報システムの古い分が昨年１２月３１日で終了しました。本年１月４日から新しいシステムが稼働したことによります。」という答弁がありました。

次に、歳出８款消防費では、「避難場所整備事業費では、備蓄倉庫２基の予定とのことですが、しっかりした倉庫で、中に棚や換気扇が設置され、鍵がかかればいいと思うので、短期で数多くの場所に備蓄倉庫が設置できるようにならないか伺う。」という質疑に対して、「今まで備蓄倉庫は毎年１基ずつ設置してきましたが、今回３．１１を踏まえ、かつ地域防災計画を作成する中で整備の速度を上げなければならないので、今回２基分の予算措置をしたところです。ご指摘のありましたことについても、今後検討していきたいと考えています。」という答弁がありました。

次に「防災備蓄用品は、どの程度確保されているのか。」という質疑に対して、「各備蓄倉庫には主食約８００食、副食約８００食、そのほかには毛布、防水シートは１００ずつ。また、発電機などが備えてあります。今回新たに整備するものは、簡易トイレ、リヤカーなど災害時に必要となる物資を平成２５年度予算で設置します。」という答弁がありました。

次に「自主防災組織整備事業では、新たに各地域へ組織していく取り組みはどのように考えているのか。」という質疑に対して、「地域防災計画の修正作業を行っている中で、共助部分にあたる自主防災組織により、地域が災害時に対応し合う絆を構築することは、非常に重要であると再認識しているところであります。今後は、自主防災組織設立の推進も含めて、各区等に共助部分の重要性を認識していただくことにより、今後は地域防災力を向上させていかなければならないものと考えています。」という答弁がありました。

次に「耐震性貯水槽設置工事の内容を伺う。」という質疑に対して、「八街バイパス事業計画にある、１０トンの防火水槽の撤去に要する経費になります。」という答弁がありました。

次のとおり反対討論がありました。

「新年度予算の予算編成方針では、財源確保にあたり、市税の確保に努めるとともに、受益者負担の適正化、新たな財源についても積極的に取り組むとし、２９７事業の見直しで１億９千２００万円の削減を図ったとしています。この中には、身体障害者・精神障害者保健福祉手帳交付等診断料助成削減、児童クラブの時間延長による保育料負担や、はり・きゅ

う・マッサージ券の支給制限など、最も支援が必要な市民への負担増とともに、市職員の出先機関の駐車料金の徴収、管理職手当の２０パーセントの削減などが含まれています。また、債権確保など一層の徴収強化の方針が出されていますが、こうした財源確保は限界です。この間、大きな経済波及効果をもたらした、住宅リフォーム助成制度のように、市民の懐を暖める施策を縦横に張り巡らせることや、自然エネルギー活用など地域経済活性化の街づくりで市税収をアップさせる取り組みが必要です。歳出で指摘すべき点は、市長の政治姿勢が問われる給与・交際費についてです。市の財政力指数は０．６５３で市長報酬は７７万４千円、類似団体の白井市の財政力指数は０．９０１、富里市は０．７８１と八街市より高くなっていますが、市長報酬は７４万７千円と低くなっています。また、市長交際費は「精いっぱい」の努力」と前年度の１９０万円から１５０万円に引き下げっていますが、平成２３年度決算では１８６万８千円となっており、隣の佐倉市長は７６万４千９７０円の支出にすぎません。八街市の財政力、また、市民の生活事態から見れば、当然引き下げた予算計上をすべきです。再検討を求めるものです。２点目に、税金の無駄をなくという点で、入札制度の改善についてです。平成２４年度の土木に関わる一般競争入札の結果は、平均９７．２８パーセントとなっており、９５パーセント以上は談合の疑いが極めて高いとされています。高落札への厳しい対応が必要です。３点目には安全対策費の５４．４パーセントもの削減です。八街市の道路事情からいえば、むしろ増やすべきであります。市民の安全対策を軽視する予算計上といっても過言ではありません。以上の立場から反対するものです。」

次のとおり賛成討論がありました。

「平成２５年度予算編成方針に、現下の行政環境と厳しい財政状況を認識した上で、限られた財源を重点的かつ効果的に配分する施策精選型の予算編成と掲げられております。最初に、限られた財源についてですが、長引く景気低迷の中、市税収入の向上を図るという大変大きな課題を抱えておりますが、前年度と比較し、約１億円の増となっております。また、地方交付税、各譲与税や交付金などについては、過大見積もりに留意した予算計上であるように見受けられますし、国・県支出金につきましても、現行制度で見込まれるものを積極的に活用し、財源確保に努めております。さらに、行政財産管理の適正化ではあるものの、新たに職員通勤自動車を駐車する場合の有料化や飲料水等自動販売機の設置場所の貸付収入を見込んでおります。しかしながら、財源不足は避けられず、各種基金からの繰り入れや市債を活用することにより、その財源不足に対応しております。中でも市債については、前年度と比較し、約１億３千万円増となっておりますが、歳出の市債償還元金を下回っており、起債残高の削減に努めております。一方、歳出面では、行財政改革推進本部を中心に事務事業全般にわたり経費の節減や既存の制度・施策の見直しに努め、先の一般質問の答弁にありましたように、一般財源ベースで約１億９千２００万円の財源を生み出し、予算編成に反映したということでございます。人件費については、市長等の特別職の人件費について、引き続き削減となっており、一般職人件費についても継続して管理職手当２０パーセントを削減しております。次に、重点的かつ効果的に配分する施策精選型についてですが、主な施策を挙

げてみますと、東日本大震災から今年 11 日で丸 2 年となりますが、その教訓を活かし、東日本大震災復興基金を利用して、災害時の避難場所整備事業として災害対策用品の充実を進めるとともに、第 16 分団消防機庫の建て替えや第 8 分団の水槽・小型動力ポンプ付き積載車が更新されるなど、火災予防体制も充実されます。そのほか、課税事務の効率化を図るためのエルタックス導入や、電子入札を図るための、ちば電子調達システムの導入など、効率的で効果の高い事務処理を推進するための経費を計上しております。以上のように、財政の健全化を維持するという困難な行政課題に対しての努力が伺われ、予算編成方針に沿った予算となっております。とはいえ、財政調整基金の積立金残高は、このままの取り崩しが進めば、平成 26 年度には枯渇しそうな状況でありますので、今後も北村市長の強力な指導力のもと、一層の経費削減に取り組むとともに、財源確保に努め、複雑かつ多様化する市民ニーズに応えつつ、中長期を見据えた行財政運営をお願いしまして、賛成するものでございます。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

以上、総務常任委員会に付託されました、案件に対する審査の結果について、ご報告申し上げます。議員各位におかれましては、当常任委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願いいたしまして、委員長報告を終わります。

#### ○議長（中田眞司君）

次に、山口孝弘文教福祉常任委員長。

#### ○山口孝弘君

文教福祉常任委員会に付託されました、案件 14 件につきまして、去る 3 月 5 日、6 日に委員会を開催し、審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。審査内容について要約してご報告申し上げます。

議案第 6 号は、八街市学校給食センター事業特別会計条例を廃止する条例の制定についてです。

これは、八街市学校給食センター事業特別会計を廃止し、一般会計内で経理するため、条例を廃止するものです。

審査の過程において委員から、「このことによって消費税を払う必要がなくなるということですが、今までどのくらい払っていたのか。」という質疑に対して、「平成 23 年度決算では、49 万 2 千 900 円、平成 22 年度決算では、46 万 200 円、平成 21 年度決算では、45 万 3 千円になります。」という答弁がありました。

次に「学校給食法第 11 条の経費の負担については、どのようになるのか伺う。」という質疑に対して、「経費の負担とは、賄い材料に係る部分については保護者が給食費として負担し、それ以外のものは、学校を設立している市町村が負担することになっていますが、一般会計においても何ら影響はありません。」という答弁がありました。

次に「賄い材料費を一般会計に入れるのをどのように考えているのか。」という質疑に対

して、「給食費を保護者が負担しなければならないのは、特別会計でも一般会計でも何ら変わることはありません。保護者が納めたものを一般会計で処理するか、特別会計で処理するかの違いになり、区分負担は何ら変わることはありません。」という答弁がありました。

次に「特別会計を廃止することによるメリットを伺う。」という質疑に対して、「一般会計側からすると、一般会計から特別会計に繰り出ししていますが、このような作業がなくなり、日々の資金繰りに使用できます。特別会計側としては、繰入作業がなくなり、消費税を納めなくて済むことなどがあります。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第7号は、八街市児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、児童クラブにおいて、延長保育を実施し、利用者の利便性の向上を図るため、条例の一部を改正するものです。

審査の過程において委員から「保育料の免除を受けている人数を伺う。」という質疑に対して、「平成24年度で、延べ93人がひとり親家庭です。生保が延べ35人で、実人数は3人になります。」という答弁がありました。

次に「延長にあたり、指導員の人員配置の状況を伺う。」という質疑に対して、「人員配置については、社会福祉協議会に委任しているところでありますが、今回延長するにあたり協議したところ、手配できるとのことでした。」という答弁がありました。

次に「延長保育を利用する人数を伺う。」という質疑に対して、「利用者の10パーセントを見込んでいます。」という答弁がありました。

次に「一時的に、家庭の事情により児童クラブに預けたいなど、不測の事態が発生した場合、日割り利用料を徴収してもいいので、受け入れはできないか。」という質疑に対して、「現状では考えていませんが、これから子ども子育て新システムが始まり、ニーズ調査を実施して市民の方のニーズを把握して検討したいと考えています。」という答弁がありました。

次に反対討論がありました。

「日本共産党は、児童クラブの開設時間延長を一貫して求めてきました。今回7時まで延長する条例が提出されたことは大変歓迎できますが、延長分の保育料を新たに徴収することは納得できません。特に、ひとり親家庭の利用は3割となっており、今でさえ5千円の保育料を半分にしてほしいという悲鳴が上がっています。不安定雇用と低賃金収入の世帯が多いもとで、これ以上の負担増を押し付けるべきではありません。誰もが安心して利用できる児童クラブにすることを求め反対します。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第8号は、八街市高齢者福祉計画策定審議会設置条例等の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、市民部内の組織の見直しにより、課の名称が変更になるため、それぞれの条例の一部を改正するものです。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第9号は、八街市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による介護保険法の一部改正により、指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する基準等の一部が条例に委任されたことから、条例の一部を改正するものです。

審査の過程において委員から、「第14条の法人とは、どのような条件があるのか伺う。」という質疑に対して、「個人や団体とするといった法人格の要件を緩めることはできないということから、申請者について法人と定めているものです。」という答弁がありました。

次に「この条例に関係する当市の事業者数を伺う。」という質疑に対して、「密着型では夜間対応型訪問介護が1施設、認知症対応型通所介護が2施設、小規模多機能型居宅介護が2施設、認知症対応型共同生活介護が7施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護が1施設、合計で13施設になります。介護予防については、認知症対応型通所介護と小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護で、計11施設になります。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第10号は、八街市指定地域密着型サービス基準条例の制定についてです。

これは、指定地域密着型サービスの基準が条例に委任されたことから、新たに条例を制定するものです。

審査の過程において委員から、「県の基準を参酌した条例ですが、八街市独自のサービスを実施する予定はないか伺う。」という質疑に対して、「八街市独自のところは、地域密着型介護老人福祉施設は本来はユニット型が基本ですが、八街市の実情を考慮いたしまして、今回居室の定員を4人以下とすることができることを追加しました。」という答弁がありました。

次に「八街市内の対象施設は全て社会福祉法人で、NPO法人はありませんか。」という質疑に対して、「NPO法人は、ありません。」という答弁がありました。

次に「火災が起こった場合に、早期発見がこのような施設では最も重要ではないかと考えます。地域住民の協力を真っ先に仰がなければいけないので、施設の外に向かって外の人が火事だと認知できるような設備が必要ではないか伺う。」という質疑に対して、「地域住民の方々を巻き込んで、防災活動、防災訓練を行っているところです。」という答弁がありました。

次に「定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の同意にあたって、本人・家族が理解できない場合どのようにするのか。」という質疑に対して、「認知症などにより内容がわからない場合は、それなりの対応を検討しなければならないと考えています。」という答弁がありました。

討論は賛成討論が1件ありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第11号は、八街市指定地域密着型介護予防サービス基準条例の制定についてです。

これは、指定地域密着型介護予防サービスの基準が条例に委任されたことから、新たに条例を制定するものです。

審査の過程において委員から、「この条例に関する施設全てにスプリンクラーを設置できないか伺う。」という質疑に対して、「今後、検討したいと考えています。」という答弁がありました。

次に「介護予防を実のあるものにするためには、お金の心配がなく利用できるように利用料の軽減、また、人員の配置などが必要ですが、市だけではできないところもありますので、国に予算要求できないか。」という質疑に対して、「予算というよりは、介護保険の中で、国の負担割合等について要望は行っていきたいと考えています。」という答弁がありました。

次に「提供拒否の禁止では、具体的にどのようなときに、事業者はサービスの提供を拒否するのか。」という質疑に対して、「入所する方が感染症や定員オーバーなどのときに拒否できます。」という答弁がありました。

討論は賛成討論が1件ありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第12号は、八街市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてです。

これは、新型インフルエンザ等対策特別措置法の公布により、各市町村において新型インフルエンザ等対策本部の設置について条例に委任されることから、新たに条例を制定するものです。

審査の過程において委員から、「市長が任命する職員の対象者を伺う。」という質疑に対して、「今回新規条例として上程していますが、現在は同様の内容で要綱があり、部長相当職を配置していますので、基本的には、その要綱を踏襲して部長相当職を予定しています。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第18号、平成24度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されたのは、第1表歳入歳出予算補正の内、歳出2款総務費の内3項、3款民生費、4款衛生費の内1項1目から4目、9款教育費についてです。

審査の過程において、委員から、歳出3款では「保育園管理費の臨時保育士賃金の減は何人分か伺う。」という質疑に対して、「臨時保育士は当初38人予定していましたが、最終的には30人の雇用になりましたので、8人分減額するものです。」という答弁がありました。

次に、歳出4款では、「健康診査の受診状況を伺う。」という質疑に対して、「受診人数は、胃がん検診3千158人、大腸がん検診6千10人、子宮がん検診は終了していませんので、途中経過では858人、乳がん検診5千850人、肺がん検診5千629人、前立腺がん検診2千790人になります。」という答弁がありました。

次に、歳出９款では「教育振興費の要保護・準要保護児童生徒就学援助の人数を伺う。」という質疑に対して、「小学校２５７人、中学校１５３人」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第１９号は、平成２４年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてです。

審査の過程において委員から、「一般会計繰入金が増は、保険税軽減のためとのことですが、対象者が増えたことによるのか。」という質疑に対して、「新年度予算の試算は、前年度の１０月までの状況を踏まえて、新年度予算を組み立てていますので、現状との差額分を増額するものです。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第２０号は、平成２４年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算についてです。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

#### ○議長（中田眞司君）

会議中でありますが、ここで１０分間の休憩をいたします。

（休憩 午前１０時５９分）

（再開 午前１１時１０分）

#### ○議長（中田眞司君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### ○山口孝弘君

議案第２３号、平成２５年度八街市一般会計予算のうち、当委員会に付託されましたのは第１表歳入歳出予算の内、歳出２款総務費の内３項、３款民生費、４款衛生費の内１項１目から４目、９款教育費についてです。

審査の過程において委員から、歳出３款では、「民生委員の増減について伺う。」という質疑に対して、「全体の人数は、９１名で変更はありません。」という答弁がありました。

次に「社会福祉協議会活動促進費では、前年度より減額になっているが、社会福祉協議会の仕事は増えているのではないか。」という質疑に対して、「社会福祉協議会は、ボランティア活動をはじめ、市からの委託業務など、さまざまな分野に及んでご協力をいただいています。平成２５年度にあたっては、社会福祉協議会として正規の職員を１名増員予定です。」という答弁がありました。

次に「幼児ことばの相談室運営費では、言語訓練は幼児の時に大変重視するべきと考えるが、減額の理由を伺う。また、対象者の状況を伺う。」という質疑に対して、「相談員の回数を減らして、それを職員が対応することによるものです。相談指導件数は、平成２２年度１７１件、平成２３年度は１６０件と若干減っています。延べ人数にすると、若干増えています。」という答弁がありました。

次に「地域生活支援事業のデイサービス支援費が削除されている理由を伺う。」という質疑に対して、「この事業は、日中一時支援事業で対応することにしました。」という答弁が

ありました。

次に「ひとり暮らし高齢者等訪問業務の減額理由を伺う。」という質疑に対して、「平成24年度では、傾聴ボランティアの方々のユニホーム購入代が含まれているため、平成25年度より多くなっています。」という答弁がありました。

次に「児童クラブ管理運営では、備品など充実についての対応を伺う。」という質疑に対して、「社会福祉協議会に委託しているところですが、現在は備品の交換などの要望はありません。」という答弁がありました。

次に「子育て支援センターの充実はどのように考えているのか。」という質疑に対して、「八街かいたく保育園で、支援センターを実施していただけると聞いていますので、さらに充実されるものと考えています。」という答弁がありました。

次に「生活保護費では、基準額の引き下げなど、どのように考えているのか。」という質疑に対して、「全国的には、保護受給者の不正受給あるいは、貧困ビジネスなど、制度に対する国民の信頼を揺るがすような事案が生じているのが事実です。このような中、生活保護の適正化、保護制度の見直しを国の方で取り組まれていると認識しています。保護制度の適正化に関しては、全国市長会においても不正受給や貧困ビジネスを適正に排除するなど、生活保護の適正化に向け、必要な法改正等を行うとともに、就労自立支援を講じるよう要望しているところです。生活保護受給者に対する就労支援の強化は当然のことですが、生活困窮者のニートと呼ばれる若い世代の就労の問題も含めた対応を国の方で、現在検討しているところですので、このような制度がさらに拡充されることによって、少しでも生活保護費の抑制につながればと考えています。」という答弁がありました。

次に「生活保護費の増額の内訳を伺う。」という質疑に対して、「対平成24年度との比較で、生活扶助費が2千1万1千円、3.6パーセントの増。住宅扶助費が2千196万6千円、9.9パーセントの増。教育扶助費が9万1千円、0.8パーセントの増。医療扶助費が4千792万5千円、5.8パーセントの増。介護扶助費が930万円、21.1パーセントの増。出産扶助費が1万8千円、3.9パーセントの増。生業扶助費が37万1千円、6.1パーセントの増。葬祭扶助費は変わりません。」という答弁がありました。

次に「知的障害者生活ホーム運営費補助金が、前年度より減額した理由を伺う。」という質疑に対して、「昨年度、当初2つの事業所が対象となっていました。昨年度中に1つの事業所が障害介護給付費の対象となる事業所になりましたので、平成25年度は1事業所を計上したことによります。」という答弁がありました。

次に「社会を明るくする運動運営費は、ここ数年同じ額ですが、この運営費の中で講師等謝礼に充てる額を増やすことはできないか伺う。」という質疑に対して、「社会を明るくする運動に関しても、社会情勢が厳しい中で、いろいろな対応が求められているところです。全体として経常経費に関しては予算削減の方向があります。講演にウエートを置いた活動については、実行委員会でいろいろなご意見がありまして、啓発活動にもっとウエートを置くべきだというご意見もあるところですので、全体の方向性については実行委員会の中で議論

いただき進めていきたいと考えています。」という答弁がありました。

次に「長寿祝金の平成25年度の見込みを伺う。」という質疑に対して、「満80歳が453人、満88歳が222人、満99歳が11人、満100歳が5人となります。」という答弁がありました。

次に「敬老会の記念品がなくなった経緯を伺う。」という質疑に対して、「各地区の特色ある敬老会を開いていただく方がよいのではないかとということで、今までの補助額を約倍に増額して、記念品を廃止することにしました。」という答弁がありました。

次に「八街かいたく保育園の4月の入園者数を伺う。」という質疑に対して、「内訳は、ゼロ歳児4名、1歳児12名、2歳児8名、3歳児12名、4歳児8名、5歳児5名の計49名になります。」という答弁がありました。

次に「総合保健福祉センター費の庁舎維持管理工事の内容を伺う。」という質疑に対して、「情報管理課のサーバー室の空調関係工事が238万1千円でエアコンの増設1基などと、空調自動制御機器不良箇所改修工事が123万2千円と、雨水槽排水ポンプ交換工事48万3千円になります。」という答弁がありました。

次に、歳出4款では、「骨密度測定の委託料について、平成25年度は機械を借りて行うとのことですが、今までのような測定、また、推進ができるのか。」という質疑に対して、「健康相談で外に出向き行っていますが、これからも市で予算を組んで借りる分以外に借りて、これからも行っていきたいと考えています。」という答弁がありました。

次に「母子保健費の子ども医療費助成事業が増加した要因を伺う。」という質疑に対して、「少子化という傾向がありますが、医療費については自然増で、1千万単位で増えています。それに加えて、昨年12月1日から小学校4年生から中学校3年生までの方についても受給券を発行いたしました。窓口での支払いが、200円で病院に通える制度になりましたので、利便性が高まったということで、なお一層の医療費が増えると考えまして、当初予算では大幅な増という計上になっています。」という答弁がありました。

次に「子宮がん検診が隔年となるとのことだが、周知方法は。」という質疑に対して、「周知方法は、個別に差し上げるほかに、広報紙、地区回覧などにより周知します。」という答弁がありました。

次に「保健衛生総務費の中で特別旅費が削除され、健康都市連合から脱退をするとのことですが、今回脱退をする理由を伺う。」という質疑に対して、「市民の健康づくりを日々行っているので、この会に参加し続けることの意味合いが薄いと判断し、平成24年度をもって退会するものです。」という答弁がありました。

次に「健康増進事業費が大幅に削減されている理由を伺う。」という質疑に対して、「がん検診費の対象人数を積算するにあたり、実績から予算を作成しています。しかし、予算が不足したから検診ができないわけではなく、超えてしまった場合は予算を確保したいと考えています。」という答弁がありました。

次に「健康相談室の平成24年度の実績について伺う。」という質疑に対して、「平成2

4年度は6月に2回、11月に1回の3回実施しています。場所は南部老人憩いの家1回、保健センター2回で、いずれも骨密度測定を行っています。また、合計で333名の方が受けられています。」という答弁がありました。

次に「予防費の中で需用費、医薬材料費が前年度3千413万円から今回1万円と大幅に減となっている理由を伺う。」という質疑に対して、「この医薬材料費はインフルエンザ、ポリオ、麻しん、風疹、二種混合、BCGなどのワクチンを購入する予算です。平成25年度から予防接種の委託経費の中に薬代を含めることで、八街地区の医師会と協議が整いましたので減となるものです。」という答弁がありました。

次に「心理相談員謝礼の内容について。また、相談件数について伺う。」という質疑に対して、「発達の遅れや言葉に問題がある小さなお子さんを対象に、遊びの教室を行っており、この教室で相談にあたっただいております。保護者等の相談対応を年間で38回お願いしています。」という答弁がありました。

次に、歳出9款では「小学校施設整備事業費の減の理由を伺う。」という質疑に対して、「平成24年度については、川上小学校の浄化槽の全面的な改修工事が2千700万円ありましたので、維持管理工事としては、平成24年度とそれほど変わりありません。」という答弁がありました。

次に「学力向上推進事業が廃止になった経緯と事業の成果を伺う。」という質疑に対して、「平成21年度から当初3カ年の事業として開始したものです。平成24年度については1年間延長しました。一番力を入れた部分は基礎学力の部分で、毎学期行われる基礎学力調査において、かなり成果があったと報告を受けています。」という答弁がありました。

次に「教育補助員の仕事内容を伺う。」という質疑に対して、「業務内容は、教育活動における児童・生徒の安全確保に係る補助、生活指導に係る補助、教育活動に係る記録事務の補助、読書活動の補助です。また、司書教諭の補助として図書室の本の整理、環境整備にあたっただく予定です。」という答弁がありました。

次に「公民館だよりの新聞折り込みをなくした経緯を伺う。」という質疑に対して、「経費削減のために、公民館だよりの印刷も職員で行い、配布については各戸回覧とすることになりました。」という答弁がありました。

次に「図書館費の貸出用図書購入費が減額となっていますが、新しく図書を買うときの基準を伺う。」という質疑に対して、「市民要望や新刊図書等について、司書による選書会議を行い、購入しています。」という答弁がありました。

次に「特別支援教育就学奨励費の内容を伺う。」という質疑に対して、「特別支援学級に入級している児童・生徒を対象に援助しているものです。援助内容は、学用品、校外活動費、医療費などになります。」という答弁がありました。

次に「外国語指導助手事業は、業務委託でなく、直接雇用にできないのか。」という質疑に対して、「平成24年度から平成26年度の3年契約で実施しているところです。」という答弁がありました。

次に「教育振興費の児童用図書では、図書標準はどの程度満たされているのか。」という質疑に対して、「本市の学校図書館の蔵書状況は、小中学校ともに学校図書館図書標準の約93パーセントとなっています。」という答弁がありました。

次に「教育支援センターの訪問相談員の成果を伺う。」という質疑に対して、「訪問による学校復帰は、延べ人数で平成22年度3人、平成23年度12人、平成24年度は現在で11人になります。」という答弁がありました。

次に「改築される朝陽小学校の太陽光発電は、どのぐらいの必要量を賄うことができるのか。」という質疑に対して、「電力量については、緊急時に体育館の照明などに対応できるようにしたいと考えています。使用量全体からすると5パーセント程度と考えています。」という答弁がありました。

次に「スポーツプラザ管理運営費の体育館清掃費の減の理由を伺う。」という質疑に対して、「委託内容の変更で、委託の清掃時間を今まで1日2人で6時間行っていたものを1日2人で3時間にする予定です。足りないところは、職員が清掃することになります。」という答弁がありました。

次に「新年度から幼稚園の延長保育は行うのか。」という質疑に対して、「定員割れしている状況を打開したいということで、時間外保育延長について検討しているところです。」という答弁がありました。

次に、反対討論がありました。

「不況の中で国民の生活が大変な状況下で、安倍内閣は、デフレ不況からの脱却のためにと、賃金の引き上げ政策がない中で2パーセントの物価上昇目標を掲げる一方、社会保障制度改革推進法を制定し、その方針に沿って、生活保護基準の引き下げ、年金引き下げなどの社会保障改悪をしようとしています。国が国民の暮らしを破壊しようとしている、このようなときこそ、市は、市民の暮らし・福祉を守る防波堤の役割をしなければなりません。ところが新年度予算は、人間ドックへの助成増額、児童クラブの保育時間延長など、評価できる面もあります。しかし、その延長時間の保育料を新たに負担増とすることや、高齢者に対する数少ない福祉サービスであるマッサージ券の支給が半分になるなど、サービス削減に歯止めがかかりません。子育て支援について、児童館の設置計画がないのは問題ですが、現在、市の行事が実施されない日に開放されている総合保健福祉センターの部屋を親子の交流の場として常設できるかを検討しているという答弁がありました。早期の実施と各学区に児童館を設置する計画を早急に立てることを求めます。生活保護の施策では、相談に乗るケースワーカーの人数を増やし、懇切丁寧な相談・指導ができる体制にすることが求められています。国は、生活保護基準を今年8月から引き下げると言っています。総額740億円のうち、生活扶助費670億円を3年かけてカット、期末一時扶助70億円をカットするというものです。生活保護基準の引き下げは、最低賃金の引き下げにつながりかねません。基準額は、住民税非課税限度額とも連動しているため、基準額が引き下がれば、これまで非課税だった低所得者も課税されることになります。このことは、保育料、国保税、介護保険料の基準など

にも影響し、負担が増加する人が生じるとともに、就学援助が打ち切られ、多数の子育て世代に影響します。国民の命・暮らしを守る生活保護基準の引き下げは、生活保護を利用している人々の生活を破壊するばかりではなく、国民生活全般に影響を及ぼします。市民の暮らしを守るために、生活保護基準を引き下げないよう国に要求することを求めます。健康増進については、がん検診の受診率を引き上げるために、検診費用の無料化を求めます。また、健康増進費の項目に禁煙対策や骨密度などの項目を加え、健康増進策の充実を求めます。教育費については、1点目に学校に行きたくても行けない不登校の児童・生徒は、全国平均の3、4倍にもなっており、多くの小中学生・保護者が苦しんでいます。教職員の増員、小学校への適応教室の設置など、児童の居場所の設置や各小学校区に相談員を設置するなど早急で抜本的な対応が求められています。2点目に、外国語指導助手が今年度も委託事業となっていますが、直接雇用にすべきです。3点目に、各小中学校に図書館司書の配置を求めます。4点目に、小中学校の備品購入費や消耗品は、半減となった部分がありますが、平成25年度予算はさらなる減額となっています。教育に必要な予算を削るべきではありません。教育費の5点目に、市民の暮らしが悪化する中で、小中学校の就学援助費の受給率は全国平均の16パーセントの半分の7.3パーセントにとどまっています。十分な教育を保障するために必要な家庭に支給できるよう就学援助の拡充・改善が求められます。また、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費にも適用するよう求めます。さらに、青少年の健全育成のためにも、ひきこもり対策の充実を求めます。最後に、スポーツプラザのトレーニングルーム指導員の配置をするなど、健康増進を求める市民の声に応えるよう求めて反対討論とします。」

次に、賛成討論がありました。

「最初に、民生費については、本年度77億9千433万2千円の予算、前年比約1億4千万円、1.9パーセント増の予算を計上しています。内容を見ると障害者自立支援給付事業11億3千158万3千円と前年度より手厚い予算措置を計上しております。また、難病療養者支援事業費は、前年度から月2千円給付の市単独事業も増額の予算計上しています。待機児童問題に関しては、八街かいたく保育園の新設により、大幅な待機児童の減少につながりますが、まだ待機児童がいる状況には課題が残ります。児童クラブの管理運営については、議案第7号にもありますが、時間延長による増額予算を計上しており、働くお母さん方や母子家庭の皆様方にも十分な配慮が伺われます。また、生活保護費の急増の対策については、国の法改正を注視しながらになりますが、扶助費の伸びが気になります。その中でも増大する医療扶助費8億7千653万9千円の対策については、医療レセプトを活用しながら、医師会、歯科医師会、薬剤師会等にも緊密に連携を取りながら、ジェネリック医薬品を推進していくなどの答弁がありました。また、新年度は生活保護システムの整備も期待をするところで、生活保護費の受給に関しても、窓口での適正な審査、判断の上、生活保護問題に取り組んでいます。衛生費の中では、22億6千249万7千円、約1.1パーセントの2千602万円の減ですが、母子保健費に関しては、今年度から小学校4年生から中学校3年生まで現物給付方式に転換をしたためであり、予防のための各健康診査の増進を図っており、

7千837万円の増額は十分理解できるものです。また、新規事業として、未熟児養育医療費366万円は、県の支出金も一部活用されており、弱者対策に十分な救済措置を取っています。健康増進費は前年度比7パーセントの減額ですが、厚生労働省の指針の中で、子宮がん検診が毎年の検査から2年に一度の隔年になった影響等が考えられ、乳がん検査においては、40歳以上の方を対象に超音波とマンモグラフィーの両方を採用して対応しているなど、丁寧な対応が見受けられます。なお、各検診の受診率に関しては、さらなる受診率の向上に向けて努力を期待するものです。教育費については、21億281万5千円、前年度比約3億4千万円、19.8パーセントの増ですが、学校給食センター事業特別会計が一般会計に繰り入れられ、増額となっています。全体的に見ると、各項目に対して適切な予算措置がされている様に思われます。平成24年度育て八街っ子推進事業費が一定の責任を終え、県の緊急雇用創出事業、平成25年度教育補助員配置事業26名を適材適所に配置という答弁がありました。また、この中では、ペットボトルツリー事業が今年度展開されましたが、来年度も継続して行う予定とのことです。朝陽小学校改築事業が開始され、中央公民館整備事業では、南棟耐震補強工事、トイレ改修工事等が取り組まれる予定になっています。学校教育相談員の中で、平成23年度より1名増員した家庭訪問相談員は、年間延べ540回を超えており、不登校児童・生徒の対策も適切に対応しています。総体的に見て、大変厳しい財政による予算措置の中、大所高所の視点により、きめ細かな対応が見受けられます。決められた財源の中で、それぞれの事業が最大の効果が発揮される事を切望します。以上を鑑みて賛成するものです。

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第24号は、平成25年度八街市国民健康保険特別会計予算についてです。

審査の過程において委員から、「一般被保険者国民健康保険税では、現年分は増、滞納繰越分は減の理由を伺う。」という質疑に対して、「毎年の予算計上において、前年度の10月現在の調定額をもとにして、前々年の収納率を予算の範囲として計上しているものです。現年度分の増については、基本的には調定額が現状としては毎年下降気味です。前年度と比較すると1千万円ほど調定額が減になりますが、収納率が平成23年度決算で6ポイント上がりました。これは現年分ですので、その関係で現年度は、予算上プラスになっている状況です。滞納繰越分については、平成23年度の滞納繰越額は減ってきています。このような関係から調定額がかなり下がっており、予算計上する収納率は、ほぼ横ばいで収納予算を算出しましたが、調定額の減により滞納繰越分が減りました。」という答弁がありました。

次に「保険税滞納世帯数について伺う。」という質疑に対して、「2月1日現在で、滞納世帯数は全部で6千28世帯、うち現状として国保加入世帯が3千6世帯、差し引きの3千22世帯は、現在は国保に加入していない社会保険に切り替わった世帯や他市町村に転出した世帯になります。」という答弁がありました。

次に「限度額認定証を滞納世帯に発行できないか伺う。」という質疑に対して、「限度額認定証の発行は、国の基準では世帯主が滞納していないことを確認をする規程があります。

しかし、現在、景気低迷ということで職に就けないなど、いろいろな道義的な問題もあり、各市町村で状況を踏まえて、交付してもよいと国では言われています。滞納者でも分割納付すれば、全て交付をするという一定基準を作ってしまうと、八街市の場合、非常に滞納額の差がありますので、どういう形で納得していただけるかが難しいところです。近隣市と均衡が図れないところもありますので、印旛管内の課長会議で協議しています。」という答弁がありました。

次に「千葉県下54市町村のうち、20の市町で資産割を続けています。近年資産割をなくしている状況がありますが、資産割についてどのように考えているのか伺う。」という質疑に対して、「資産割については、千葉県36市のうち12市が、まだ資産割を課税しており、印旛管内の市では八街市だけの現状です。確かに資産割は増税感、不公平感が生じていることは理解しているところですが、現状としましては、資産割は国保会計の中では大切な財源で、概ね一億円になります。国保への加入形態が50年前は、自営業、農業等の世帯が中心でしたが、現在は概ね2割ぐらいになっており、会社員、また現在、職業のない方などが多くなっている中では、資産割は重荷であると認識しているところです。当市は平成20年度に、資産割を25パーセントから5パーセントの引き下げを行い、順次引き下げを行っていくという考えのもと進んでいました。平成20年度に後期高齢者医療の制度が始まり、保険税額が大幅に減ったことで、資産割の引き下げが止まっている状況です。これからの課税状況を勘案すると、やはり資産割は将来的になくすべきであると思っているところです。」という答弁がありました。

次に、反対討論がありました。

「デフレ不況のもとで収入が減り続け、暮らしが悪化する中、国保税を払いたくても高過ぎて払いきれない市民に対し、市は差し押さえなどの徴収強化を続けています。徴収強化をしても、平成23年度の収納率は、現年度分で84.02パーセント、過年度分と合わせると46.14パーセントであります。高過ぎる国保税のために多くの方々が苦しんでいます。保険証がなければ、具合が悪くなったときに、すぐに病院に行けません。地方自治体の仕事は、住民の福祉を向上させ、命・暮らしを守ることであり、社会保障としての国保の役割を果たすために、全ての世帯に保険証を交付することを求めます。そのためにも、「国保税が高過ぎる。引き下げてほしい。」という市民の切実な声に応え、収入に応じた払える国保税にし、憲法第25条がうたっている健康で文化的な最低限度の生活を保障し、社会保障としての国保の役割を果たすために、一般会計からの制度外繰り入れを再開するとともに、国庫負担を早急に元に戻すよう国に強く要望することを求めます。また、国は、国民の反対を押しきって70歳から74歳までの医療費負担を2割にしようとしていますが、実施されるならば、高齢者を医療から遠ざける結果になります。実施しないよう国に求めるべきです。また、入院する際、保険税滞納者に限度額認定書が発行されないことは、病気の悪化、命を縮める結果になりかねません。限度額認定証の発行を求めます。医療費の増大が国保財政悪化の原因の1つとなっています。昨年度から保険事業費として人間ドックへの助成が始まり、

今年度さらに拡大したことは評価できます。しかし、特定健診の予算は減額です。メタボ検診だけではなく、検査項目を増やすなど、基本健診を充実させ、病気の早期発見、早期治療の取り組み、また、国民皆保険制度を破壊するＴＰＰ交渉に参加しないことを国に要求することを求めて反対討論とします。」

次に、賛成討論がありました。

「我が国の国民皆保険制度は、誰もがいつでもどこでも平等に、安心して医療を受けることができる医療制度を確立し、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきました。この皆保険制度を維持していくことは、国民みんなの願いであり、行政に課せられた使命ではないかと考えます。しかしながら、近年、世界に類を見ないスピードで高齢化が進行し、非正規労働者の増加や所得の減少、また、家族形態や地域の変化など、社会経済の諸情勢に大きな変化が生じており、医療を取り巻く環境にも大きく影響していることから、医療保険財政も厳しい状況が続いております。さて、保険税については、市税等徴収対策本部の取り組みが、収納率の向上という成果となってあらわれてきているようですが、増加する医療費には届いていないのが現状のようです。しかし、そのような中、提案されている平成２５年度当初予算については、保険税を前年度と比較しても、不況の影響から予算額が横ばいとなっておりますが、予算の算出基礎での現年度分徴収率は、８４パーセントを確保していくこととしており、徴収対策本部の意気込みが感じられます。また、千葉県における国保広域化等支援方針も継続的に実施しており、国庫補助金も減額されることなく交付されるものと思われれます。一方、歳出においては、今年度の状況から、保険給付費の増加は推測できますが、義務的な経費であることから、単純に予算を抑えることはできないものであり、医療費の増が避けられない中、疾病予防、医療費の適正化は、欠くことのできない重要な施策となっております。その１つの事業として、保健事業に力を注ぐことが有効であり、特定健康診査に加え、人間ドック助成事業費も拡充することにより、特定健康診査の受診率の向上にも努めると聞いておりますので、保健事業の充実に期待しております。最後に、国保担当者におかれましては、保険者としての責務を十分に認識しつつ、引き続き市税等徴収対策本部を中心に、徴収率向上に向けた施策を展開し、より安定した国保事業の運営に取り組んでいただけるものとの期待も含め、賛成するものであります。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第２５号は、平成２５年度八街市後期高齢者医療特別会計予算についてです。

審査の過程において委員から、「特別徴収保険料の減、普通徴収保険料の増について内容を伺う。」という質疑に対して、「基本的には、年金からの天引きになる特別徴収が原則と定めていますが、年金受給額の少ない方や年金から借入等を行っており、保険料を差し引く額が年金支給の中にない場合があります。また、口座振替に変更し、普通徴収に変更する方もいますので、日々変わっていくものです。」という答弁がありました。

次に「短期保険証の交付は何名か伺う。」という質疑に対して、「平成２４年１月末では、１８名、平成２５年１月末では、２２名になります。」という答弁がありました。

次に、反対討論がありました。

「制度開始以来、後期高齢者医療制度は国民から「廃止」を求められています。年齢で医療差別を実施する制度を導入している国は日本だけです。2年ごとに保険料の見直しがあり、高齢者の増加、医療費の増加などにより、際限なく保険料が引き上げられます。滞納者には短期保険証を発行し、差し押さえもするという大変冷たい制度です。八街市において22人に短期保険証が送付されており、所得が低い高齢者はつらい思いをしています。正規保険証を交付すべきです。長く社会に貢献してきた高齢者がお金の心配なく必要な治療を受けられるようにすることが国民の願いです。日本共産党は高齢者を差別する後期高齢者医療制度を廃止し、元の老人保健に戻すよう国に要求することを求め、また、保険料軽減を県に要求するよう求めて反対します。」

次に、賛成討論がありました。

「後期高齢者医療制度は、75歳以上の全ての方々がこれからも安心して医療を受けることができるよう、将来にわたり国民皆保険を堅持するため、若い世代を含めた全ての世代で支え合う医療制度として平成20年度に創設され、以降5年が経過いたしました。しかしながら、75歳に到達すると、それまで加入していた保険制度から分離した保険制度に加入させるといった、年齢による区別をしている等の問題点が生じていることから、本制度は既に制度廃止の方針が出されておりますが、現在も3党の実務者協議、並びに社会保障制度改革国民会議において検討されています。さて、このような中、平成25年度の後期高齢者医療保険事業ですが、保険料につきましては、保険料率、均等割額に変更はなく、保険料軽減措置や被保険者の負担軽減は継続されております。また、給付につきましては、被保険者数の増加が見込まれるため、保険者である広域連合への負担金の増加が推測されますが、義務的経費であるため、これはやむを得ないものと考えられます。今後は、高齢者医療制度の新制度施行までの国の動向について十分留意いただき、的確な対応を図ることを期待し、賛成するものです。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第26号は、平成25年度八街市介護保険特別会計予算についてです。

審査の過程において委員から、「保険料軽減についてどのように考えているのか。」という質疑に対して、「現在、軽減については、現状の制度を活用して、利用していただきたいと考えています。」という答弁がありました。

次に「特養の待機者数を伺う。」という質疑に対して、「平成24年7月1日現在ですと163名、平成25年1月1日現在では、若干減り156人になります。」という答弁がありました。

次に「介護予防サービス等諸費の4千万円の減額理由を伺う。」という質疑に対して、「介護予防等諸費については、要支援1または2の方がサービスを利用するための給付です。平成22年度においては、利用件数ですと12.24パーセントの減、サービス費用額ですと13.16パーセントの減、平成23年度の利用件数では13.28パーセントの減、費

用額においては、15.34パーセントの減と、ここ数年二桁台の減がありました。平成24年度12月末現在の利用件数は、5.8パーセント減、サービス費用額は2.45パーセントの減ということで、ここに来て一桁台の減になってきました。この減になってきている分、年々介護サービス等諸費が増えています。通常の増分と介護予防サービス等諸費で4千万円減したものを介護サービス等諸費に追加しています。」という答弁がありました。

次に「チェックリストの回収率を伺う。また、ひとり暮らしや内容がよくわからず回答できない方への対応について伺う。」という質疑に対して、「平成24年度は1万3千306名の方に送付し、回収率は52.5パーセントでした。各戸を訪問するのは、現状の包括支援センターの職員ではなかなか難しいと考えていますが、何らかの形で今後対応できる方法がないか考えていきたいと思います。」という答弁がありました。

次に、反対討論がありました。

「平成24年度から第5期介護保険制度が始まり、介護保険料が平均13パーセント、基準額で年間6千100円引き上げ、5万2千800円になりました。年金から引かれるものが多く、手元に残る額が少なくと高齢者から悲鳴が上がっている中、平成23年度決算において、八街市の普通徴収の人の約3割が滞納となっており、収納率は県下最下位グループとなっています。滞納額が増加する中で保険料を引き上げたことは、滞納者を増やします。要介護・要支援の認定を受けている方のうち、保険料を1年以上滞納しているのは、平成25年1月現在16名、そのうちの7名が介護保険サービスの制限を受けています。所得が低いために保険料を払えない人が滞納すれば、サービスの利用を制限されたり、利用料が3割に引き上げられ、高齢者の生活が成り立たなくなります。保険料、利用料の軽減を求めます。また、保険料を引き上げた一方、保険あって介護なしの状況が拡大しています。特養待機者は166名に上っており、実効ある早急な対策が必要です。さらに、在宅の高齢者に対するヘルパーによる生活援助が30分以上60分未満から20分以上45分未満に時間短縮されたことで、買い物や洗濯などの不可欠な援助を削られ、日常生活に深刻な困難を生じるなど、さまざまな影響が出ています。制度改定のたびに改悪され続けてきましたが、利用料の負担軽減、ヘルパーの生活援助の時間短縮を撤回し、利用者が安心して生活できる制度にすべきです。国の責任で介護職員への抜本的な処遇改善を国に要求すべきです。また、保険給付費では、介護サービス等諸費は前年度と比べると約5億7千145万円の増加ですが、介護予防等諸費は4千万円の減額です。介護予防を充実させることが重度化を遅らせることにつながります。介護予防の充実を求めます。療養型短期入所療養介護の保険給付は前年度と比較すると約8億2千700万円減額、介護療養型医療施設の給付も約5千300万円減額しており、療養型のサービス減をどう解決するのか大変疑問です。各中学校区に地域包括支援センターを設置し、高齢者の見守り事業の開始や配食サービスの充実を求めます。制度が始まったときの目標である介護の社会化を達成するために、また、待機者を解消するための施設の増設をはじめ、在宅高齢者へのサービス拡充を求めます。また、介護保険料・利用料の軽減も必要です。小泉・自公政権時代に毎年2千200億円社会保障の費用が減額され、社会

保障をズタズタにしました。安倍政権は社会保障制度改革推進法により、介護保険制度もさらに制度を改悪しようとしています。制度改悪を許さず、充実させることが必要です。また、保険料の全額免除、収入に注目した一律免除、一般財源からの繰り入れは適当でないという三原則を厚労省が指導していますが、介護保険は自治義務であり、多くの自治体が独自の施策を実施しています。八街市でも市民の生活実態に合った独自の取り組みとともに、三原則撤廃を国に要求することを求めて反対討論といたします。」

次に、賛成討論がありました。

「平成24年10月1日現在の高齢者人口は1万5千727人、人口に占める高齢者の割合、高齢化率は20.95パーセントに達し、2千113人の方が要支援・要介護認定を受けています。介護保険制度が発足した平成12年度末の高齢者人口の9千135人、要支援・要介護認定者数の839人と比較しますと、高齢者人口は1.72倍に、要支援・要介護認定者数は、2.52倍に増加するなど、より一層の高齢化の進展が見られます。平成25年度介護保険特別会計予算は、歳出においては、第5期介護保険事業計画を受けて、サービス利用の増加に対応した37億1千525万6千円の計上であり、歳入においては、保険給付の支給を補うべく、国、県、支払基金及び市の負担割合に応じて計上し、介護保険料は第1号被保険者の増加により前年度より5.31パーセント増の7億6千523万2千円を見込んでおります。以上のことから、介護保険財政の健全性、持続性を確保すべく努力されており、賛成いたします。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

以上、文教福祉常任委員会に付託されました、案件に対する審査の結果について、ご報告申し上げました。何とぞ当常任委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願いいたします。まして、委員長報告を終わります。

#### ○議長（中田眞司君）

会議中でありますが、ここで昼食のため、しばらく休憩をいたします。

午後は、1時10分から再開いたします。

（休憩 午前11時59分）

（再開 午後 1時10分）

#### ○議長（中田眞司君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、川上雄次経済建設常任委員長。

#### ○川上雄次君

それでは、経済建設常任委員会に付託されました、案件11件につきまして、去る3月7日、8日に委員会を開催し、審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。審査内容について要約してご報告申し上げます。

議案第13号は、八街市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正により、市町村が設置する一般廃棄物の処理施設に置く技術管理者の資格の基準について条例に委任されたことから、条例の一部を改正するものです。

審査の過程において委員から、「技術管理者とは、全体的な管理をしていく管理技術者という認識でいいのか。また、環境条例第17条の資格の内容について伺う。」という質疑に対して、「現在、技術管理者の中で焼却施設の技術管理者と最終処分場の技術管理者に分かれています。当市には焼却施設の技術管理者が3名、最終処分場の技術管理者が2名資格を取って焼却施設並びに最終処分場の管理にあたっています。また、第17条の2に実務に従事したものとありますので、第17条の2に関わる実務経験で資格を有しています。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第14号は、八街市小規模水道条例の制定についてです。

これは、水道法の一部改正により、小規模水道の設置及び管理に係る基準が、条例に委任されたことから、新たに条例を制定するものです。

審査の過程において委員から、「市内で監督指導する事業所は何カ所あるのか。」という質疑に対して、「小規模専用水道21件、小規模簡易専用水道2件です。この中には居住だけではなく、例えば学校のような施設では、小規模専用水道に該当する公共施設は7件、小規模簡易専用水道に該当する公共施設はありません。」という答弁がありました。

次に「監督指導する人は、どのような資格が必要か伺う。」という質疑に対して、「特に資格を有する者ではないと、県から聞いています。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第15号は、八街市市道の移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定についてです。

これは、高齢者、障害等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正により、市道の移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準について、条例に委任されたことから、新たに条例を制定するものです。

審査の過程において委員から、「現在道路の新設、改修など、いろいろ工事をしているが、この条例を視野に入れているのか伺う。」という質疑に対して、「この条例に係る道路は、生活関連施設間の距離が概ね1キロメートルということで、国土交通大臣の指定を受けてやる場合に、この条例が適用されます。今進めている道路整備は歩道等も整備しますので、その際にはこの条件と同じように幅員も確保し、段差もなくすように計画を進めており、実際そのように行っています。」という答弁がありました。

次に「昔の側溝蓋は穴が大きく、そこに杖が入ってしまいます。このようなことを改良していく計画はあるのか伺う。」という質疑に対して、「この条例を適用して整備する道路は、

国土交通大臣から指定を受ければ、視覚障がい者などの誘導鋸も付けますし、間違って側溝の蓋にステッキが刺さるようなことがない安全な構造になりますが、一般的な道路において障がい者の方のステッキが刺さらないような構造の蓋に替えるというような計画はありません。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第16号は、八街市公共下水道大池第三雨水幹線建設工事に係る基本協定の変更についてです。

これは、平成24年度第2回八街市議会定例会で議決され、締結した基本協定の一部について、協定に係る金額及び期間に変更が生じたことから、基本協定の一部を変更するものです。

審査の過程において委員から、「5億円が減額されると、これは市にとって財源的に非常に助かる問題です。この減額の内容を伺う。」という質疑に対して、「当初、2次覆工型のシールド工法を使う計画でしたが、今回最新の技術の活用により、1次覆工型のシールド工法を選択したので、工期の短縮及び工事費が削減されたものです。」という答弁がありました。

次に「この工事が遅延する要因はあるのか伺う。」という質疑に対して、「トンネルを掘る工事ですので、地下埋設物の調査を実施していますが、不測の事態が生じた場合にマシンが途中で止まるという可能性が全くないとは言えません。よほどのことがない限りは、順調に進むものと考えています。」という答弁がありました。

次に「当市には他にも冠水箇所があり、今後このような工事の発注も考えられます。今回のように下水道公団に丸投げでは、職員が育たないのではないかと伺う。」という質疑に対して、「今回は下水道事業団が監督をして工事を始めますが、市の担当者もその工事現場に行き、自分の疑問点などを、監督者や現場代理人等に確認しながら、技術的な知識を得ていけるものと考えています。」という答弁がありました。

次に、反対討論がありました。

「私たち日本共産党は、大池第三雨水幹線建設に対して容量不足であり、将来的に禍根を残します。また、財政が逼迫しているもとで、市民生活を支える施策を優先させるべきだと事業の凍結を求めてきたところです。随意契約の問題やコスト削減について、どれだけ調査・検討をしたのか、大変疑問を持つと指摘もしてきました。今回の基本協定の変更は予定していた工事費を5億953万円減として、借金を3億2千390万円減らすものとなっています。しかし、元利償還金は、総額11億4千100万円に上り、今後25年間5年据え置きとはいえ、今後25年間毎年1千900万円の返済が求められ、この間のクリーンセンター建設、八街駅前区画整理事業、駅舎整備事業の償還金は8億円を超し、大池第三雨水幹線建設費が加われば一層厳しい財政運営が強いられます。今、何を最優先にして市政運営かを改めて見直すべきです。この立場から反対します。」

次に、賛成討論がありました。

「八街駅北口を含めた３００ヘクタールの地域の雨水の排水を、この第三雨水幹線が担うものと認識しております。特に、近年一区十字路付近の冠水は、大変厳しいものがあります。このあたりを一刻でも早く解消するためには、この第三雨水幹線が必要であります。かねがね八街市は雨水対策が後手にまわってきましたけれども、この第三雨水幹線が一刻も早く完成することによって、八街駅北口を含めて約３００ヘクタールの雨水の問題が解消できるのではないかというふうに推測しています。よって、賛成するものです。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

次に、議案第１７号は、八街市公共下水道（雨水）整備事業大池調整池用地の取得についてです。

これは、土地所有者の相続人全員から起工承諾を取得し、施工した調整池用地内の土地について、相続人との交渉が整いましたので、当該用地を取得するため、議会の議決を求めるものでございます。

審査の過程において委員から、「これで用地買収が全て済んだわけですが、大池調整池の全体的な整備の進捗状況を伺う。」という質疑に対して、「大池調整池の整備は、現在下流池は全て終了し、上流池の整備は、整備率が６９．５パーセントです。今後、大池第３雨水幹線が完成した以降、上流池の整備をしたいと考えています。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第１８号、平成２４年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第１表歳入歳出予算補正の内、歳出４款衛生費の内１項５目から６目及び２項、５款農林水産業費、６款商工費、７款土木費、第２表繰越明許費補正の内５款農林水産業費についてです。

審査の過程において委員から、歳出５款では、「青年就農給付金は後継者対策の一環として、もっと簡素的で後継者がもっともらやすい給付金に変えていく必要があると思います。この問題については、どのように考えているのか。」という質疑に対して、「年間所得が２５０万円以上になると、１５０万円の給付が受けられないという問題点もあります。一生懸命頑張って所得を上げると、給付されなくなるなど、非常に問題があると思います。今後も国・県の方には八街の実情や問題点などを申し上げていきたいと考えています。」という答弁がありました。

次に、歳出７款では「道路側溝や流末での放射能の状況を伺う。」という質疑に対して、「各地区の側溝清掃の２、３週間前に市の職員と区長さんに立ち会ってもらい、検査を行っており、国の基準をオーバーする数値は検出されていません。業者委託している分は、市内１０カ所程度検査をした結果、平均４８５ベクレルでした。」という答弁がありました。

第２表では「グリーンやちまたの２億５千万円が年度内に調整がつかないということですが、見通しを伺う。」という質疑に対して、「１月に入札会が終わり、業者が決定しています。現在のところ４月３０日までの完成で進めています。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第21号は、平成24年度八街市下水道事業特別会計補正予算についてです。

審査の過程において委員から、「流域下水道維持管理費は放射能関係で増額されているが、東京電力への賠償はどのようになっているのか。」という質疑に対して、「東京電力への賠償請求は、県で賠償請求を行っております。賠償額に応じて、負担率により流域の団体に返還されています。全体の維持管理費から2千904万5千170円が差し引きされ、今回の管理負担金となっています。」という答弁がありました。

次に「整備されているところには住居が張り付いていて、用途区域内の普及率の90パーセントは、難しいと考えます。区域外への布設についてどのように考えているのか伺う。」という質疑に対して、「用途区域外を整備する場合の整備条件は、原則として、現区域内の90パーセントの整備が必要となっています。特別な事情があった場合に多少の融通がきくような県の回答もありましたが、最低でも90パーセントを超えないと難しいのではと判断しています。」という答弁がありました。

次に、反対討論がありました。

「第2表には、変更による継続費補正も載っております。下水道は、周辺の雨水が集中して集積されるところから、放射能の関係の検査などしっかりと対応すべきであります。また、平成24年度の予算でも、日本下水道事業団の研修費が載っていますが、このような研修に果たして参加していいのかどうか、甚だ疑問に思うわけであります。このようなことにより反対します。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第22号は、平成24年度八街市水道事業会計補正予算についてです。

審査の過程において委員から、「不納欠損230万4千円は何件分か伺う。」という質疑に対して、「132世帯、265件です。」という答弁がありました。

次に「漏水の件数について伺う。」という質疑に対して、「本年度2月末現在で、本管については29カ所、給水管については150カ所、合計179カ所で、前年同時期と比較いたしますと、24件減っています。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第23号、平成25年度八街市一般会計予算のうち、当委員会に付託されましたのは第1表歳入歳出予算の内、歳出4款衛生費の内1項5目から6目及び2項、5款農林水産業費、6款商工費、7款土木費、10款災害復旧費についてです。

審査の過程において委員から、歳出4款では「資源回収実施団体奨励金の事業状況を伺う。」という質疑に対して、「資源回収実施団体奨励金は、平成25年度予算案では、奨励金を1キログラムあたり4円から2円に半減する予算案を提出させていただきましたが、市内部において再度検討した結果、当市では今後ごみの減量化やリサイクルを積極的に推進していく立場から、現在63団体、約6千人以上のボランティアの方々の活動を支援することとして、平成25年度の奨励金については、平成24年度と同額の1キログラムあたり4円とすることを3月4日開催の市行財政改革本部会議において決定されたところです。また、

不足が見込まれる予算については、執行状況を見ながら、早ければ9月議会で補正などにより対応したいと考えています。」という答弁がありました。

次に「井戸水の検査で、最近不適と認められる井戸があれば、その状況を伺う。」という質疑に対して、「平成23年度においては、南部地区65カ所を検査して、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素が基準値を超えた井戸は、全体の32.3パーセント、21カ所が検出されました。また、一般細菌が検出された井戸は、3カ所ありました。」という答弁がありました。

次に「地下水の水質検査では、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素が基準値を超えた井戸がある中、なぜ、検査箇所を減らすのか伺う。」という質疑に対して、「水質検査を行っている場所は、以前に廃棄物が埋められたなど、地下水に影響がありそうな場所について検査を行っているところです。全体的なバランスを見て、平成25年度は南部地区60カ所を検査すれば、八街市内の井戸については、網羅できると考えています。」という答弁がありました。

次に「クリーンセンターの焼却主灰、飛灰の処理状況について伺う。」という質疑に対して、「平成25年度の焼却主灰は、今までどおり、3カ所に搬出することになりました。飛灰については、現在クリーンセンターに保管してある分を鹿島に常時搬出する予定です。3月に薬剤処理の施設が完成しますので、それに伴って秋田県の小坂及び長野県にも搬出する予定です。」という答弁がありました。

次に「家庭用小型合併処理浄化槽設置事業は、予算は足りるのか。」という質疑に対して「平成25年度においては、新規の設置については、補助対象にしない改正をしたところですが、平成24年度の実績を見ますと、通常型の汲み取り転換が1基、高度処理型の単独転換が13基、高度処理型の汲み取りからの転換4基で、計18基になります。平成25年度は転換分を23基予定し、前年度を上回る予算計上になります。」という答弁がありました。

次に「焼却処理施設管理業務が、昨年度より増額になっている理由を伺う。」という質疑に対して、「運転管理は、平成22年度から平成24年度までの契約が切れまして、今度、平成25年度から3年間の契約を結ぶことになりますが、昨年度の運転管理業務が1億1千340万円。それに対して、今年度は1億7千753万4千円になりますので、この分の増額になります。」という答弁がありました。

次に「焼却炉維持修繕事業の今後の見通しを伺う。」という質疑に対して、「平成22、23、24年度にかけて、一番費用のかかる焼却炉の耐火物については、概ね終了しています。今後はごみの量を考慮すると、維持修繕は部分的修繕で済むのではないかと考えています。」という答弁がありました。

次に、歳出5款では「農業振興費の増の理由を伺う。」という質疑に対して、「輝けちばの園芸産地整備支援事業のパイプハウス等の導入について、昨年度の約3倍の予算を計上しました。また、青年給付金では、1名分150万円の増などが主なものになります。」という答弁がありました。

次に「園芸用廃プラスチック適正処理事業では、3.11以降、処理受け入れが難しいことがありましたが、現状を伺う。」という質疑に対して、「昨年の2月10日に放射性物質

の関係で、東金の処理工場が停止になったことがありました。その後、ビニール等を洗浄して搬入する等の条件のもと受け入れが再開され、8月から八街市としては一斉回収を開始しました。中には若干基準を超えるものもありましたが、年2回実施していますので、再度洗浄して搬出していただくことで対応しています。今のところ、順調に進んでいます。」という答弁がありました。

次に「有害鳥獣駆除対策事業では、4月からカラスの駆除など1年を通して許可を取ることが可能になったと聞いているが状況を伺う。」という質疑に対して「平成24年度は3月末まで許可をとって、実施することになりました。平成25年度については、年間を通じて駆除対策を実施する予定です。」という答弁がありました。

次に「環境保全型土づくり対策事業では、ヘアリーベッチも取り入れていく話がありましたが、どのようになっているのか。」という質疑に対して「現在は、エン麦や小麦関係の種子を配付して、実施していますが、ヘアリーベッチは、現在、試験ほ場を設置し、効果等を検証しています。この種子は麦と比べて高価なものなので、経済効果などもあわせて研究する必要があります。試験ほ場の成果を見ながら検討したいと考えています。」という答弁がありました。

次に「農業委員会委員の女性委員の登用について伺う。」という質疑に対して、「千葉県女性農業委員の会があり、積極的に参加していただいています。」という答弁がありました。

次に「後継者対策を含めて、JAアグリ雇用派遣のような雇用についてどのような状況か。」という質疑に対して、「雇用確保ということでは、当市としては行っていません。」という答弁がありました。

次に「農業振興費の農業研究会補助金の内容を伺う。」という質疑に対して、「農業研究会を構成する組織としては10団体あります。グリーンやちまた、農協青年部、植木組合、酪農、養豚、養鶏、梨組合、指導農業士並びに農業士会、北部連合出荷組合、酒米組合が活動しています。主だった内容は、指導農業士並びに農業士会等において、後継者育成やTPPの関係講演会、畜産関係では、伝染病予防などの取り組み、グリーンやちまたでは市場関係への消費拡大。農協青年部では、新品種の導入試験等を実施しています。」という答弁がありました。

次に「被害森林再生・資源循環促進事業の内容を伺う。」という質疑に対して、「被害森林の再生に向けて、病虫害、気象災害に対して、事業費のうち10分の4以内を県と市で補助しているものです。」という答弁がありました。

次に、歳出6款では「シルバー人材センター補助金の内容を伺う。」という質疑に対して、「シルバー人材センターに係る人件費に充てているものです。」という答弁がありました。

次に、「勝浦のB-1グルメ大会に参加する予算は、計上されているのか。」という質疑に対して「平成24年度においては、22回にわたって各地区に八街の特産品のPRを行っています。それに伴う、予算の計上はしていませんが、落花生を消耗品で購入して配布したり、農政課の協力によりニンジンジュースも配布しています。このような中でやり繰りをし

てPR活動を行って行きます。」という答弁がありました。

次に、「酒々井アウトレットモールによる八街の商店街などの影響をどのように考えているのか。」という質疑に対して「酒々井アウトレットモールには、特産品等をPRする市のパンフレットを置かしていただけることになっていますので、市内商店の活性化につながればと期待しているところです。空き店舗対策として、ぶらんみなみ、ギャラリー悠々、八街推奨の店ぼっちに賑わいを創出するための事業を継続して、空き店舗対策として行っていきたいと考えています。」という答弁がありました。

次に「商工業振興費減の理由を伺う。」という質疑に対して、「中小企業資金融資預託金が平成24年度、6千万円だったものが、平成25年度は4千万円、2千万円の減額となっています。これについては、預託金の10倍までが、貸付の限度額として千葉県信用保証協会と信用保証に基づき、八街市内の中小企業者に融資できるものとなっています。平成25年1月末現在において、本制度を利用する各金融機関の債務残高合計が約2億2千800万円となっています。預託金が平成25年度4千万円ですと、4億円まで融資できます。平成25年度においては、約1億7千万円の融資が可能となります。このことにより、今回預託金を4千万円とし、昨年度より2千万円減額したものが大きな要因です。」という答弁がありました。「ちばプロモーション協議会の内容を伺う。」という質疑に対して、「ちばプロモーション協議会は、県の観光協会が事務局となって県内で物産展など、いろいろなキャンペーンを行っています。当市も催し物があるときに参加しています。」という答弁がありました。

次に、歳出7款では、「国の臨時交付金はハード面だけではなくて、ソフト面でも活用できるということなので、積極的に対応してもらいたい、どのような状況か伺う。」という質疑に対して、「今回、国の方に要望している舗装修繕の関係は、いわゆる生活道路で25路線ピックアップして、総額1億2千200万円を要望したところです。」という答弁がありました。

次に「市税収の固定資産税が約5千300万円増えています。住宅リフォーム補助事業による増改築で、固定資産税の増収に貢献しているのか伺う。」という質疑に対して、「固定資産税等の増収に結び付いたかはわかりませんが、市内業者が47件工事していますので、地域の活性化につながっていると考えています。」という答弁がありました。

次に「公園費の減の理由を伺う。」という質疑に対して、「都市公園維持管理業務の委託内容の見直しを行いました。具体的な例では、木を剪定する回数を減らすなど、削減を図ったところです。削減による維持管理の水準を維持するためには、職員が巡回して適切な管理をしていきたいと考えています。」という答弁がありました。

次に「市営住宅の環境整備の充実を望むがいかがか。」という質疑に対して「実住、富士見、榎戸、笹引、交進団地の一部では公募を停止しており、退居した部屋には、入居できないことになっています。交進団地は、平成25年度から全住宅について公募を停止し、朝陽団地についても、耐用年限の30年を過ぎていますので、徐々に公募の停止を考えていき

いと思います。限られた予算の中で、できる限りの修繕をしていきたいと考えています。」という答弁がありました。

次に、反対討論がありました。

「平成25年度の予算編成は、基本的な考え方はもちろんのこと、強引な行財政改革推進の無謀さを露呈したものと言わざるを得ません。付託された4款衛生費の中のリサイクル推進では、資源回収団体への奨励金4円を2円に、これではリサイクルも進むわけがなく、市は議案提案から、わずか数週間で訂正。全く市民感情などを考えない予算が計上されたものであると言わざるを得ません。また、太陽光発電助成金は昨年並みで、市民の自然エネルギーへの高まりからすれば消極的な予算であります。クリーンセンターでは、運転管理業務・修繕費に3億7千700万円もかかり、市の財政を圧迫していることは間違いのない事実であります。八街市の基幹産業である農業、商工予算は3億8千万円、総予算のわずか1.9パーセントの予算配分であり、これでは活性化しません。農林水産業費では、あくまでも北総中央用水事業を進め、農家が要らないというのに推進をし、その背景にある道路の改善・設置は放置されたままであります。商工費では、利子補給金は2千万円も減額され、業者が最も必要としている少額の貸付制度は幾ら提案をしても、ナシのつぶてである。商店街活性化の対策は遅々として進まず、さまざまな空き家店舗活用を提案してもそのままで、これでは街中が衰退していくのは目に見えてきます。真剣に街づくりを考える必要があります。7款土木費では、大池第三雨水幹線整備事業に1億6千万円もの負担金の拠出金であり、身近な道路舗装こそ優先させるべきであります。住宅リフォーム助成制度は大変市民に喜ばれたとしながらも、予算は昨年並みの300万円、市の活性化を実感しながら、起爆剤としようとししない市の姿勢があらわれています。住宅管理費では交進住宅や笹引団地など環境を整備しなければならないのに十分な予算措置がなく、いかにも早く出ていってくれと言わんばかりの対応であります。十分な予算措置をすべきであります。以上の点から反対討論といたします。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第27号は、平成25年度八街市下水道事業特別会計予算についてです。

審査の過程において委員から、「下水道台帳等作成業務の内容を伺う。」という質疑に対して、「毎年、下水道を整備した場所、延長、枳の位置などをデータ入力して、図面化している業務です。」という答弁がありました。

次に、「公共下水道維持管理業務の委託内容を伺う。」という質疑に対して、「マンホールポンプの点検業務になります。毎月8カ所について電源設備、人孔内の点検、ポンプの稼働状況の確認などを行っています。」という答弁がありました。

「大池第三雨水幹線工事概要の説明などは、どのように行っているのか伺う。」という質疑に対して、「地元の説明会では、位置図などについて、スライドを使って工事概要等を説明しています。議員の方については、全員協議会で位置図により説明しているところですが、詳細な資料の配付については検討させていただきます。」という答弁がありました。

次に、「大池第三雨水幹線工事の残土処理について伺う。」という質疑に対して、「残土については、薬剤注入をしての掘削になり、産廃扱いになりますので、佐倉市の処分場に搬出する予定です。」という答弁がありました。

次に、「下水道使用料の減の理由を伺う。」という質疑に対して、「大木にある大口の利用者であった食品加工工場が、移転したことによることが主な原因になります。」という答弁がありました。

次に、「公共下水道汚水整備工事により、受益できる世帯数を伺う。」という質疑に対して、「この工事による隣接する住宅の軒数は10軒になります。」という答弁がありました。

次に、「雨水排水で実住小裏の県営住宅脇についてはどのように考えているのか。」という質疑に対して、「公共下水道雨水事業計画においては、幹線としての計画はない状況です。」という答弁がありました。

次に、反対討論がありました。

「歳出の78.2パーセントを占める下水道雨水建設費は、前年対比72.6パーセント増であり、大池第三雨水幹線工事が進められています。財政が逼迫していることで、市民生活を支える施策を求めてきましたが、このようなことが後回しにされる危険性もあります。

また、クリーンセンター、駅北側区画整理事業、駅舎整備事業などの償還金8億円に大池第三雨水幹線を加えれば、莫大な借金返済となり得ることは明らかです。まさしく市民要望が遠ざかってしまいます。このようなことから反対します。」

次に、賛成討論がありました。

「大池第三雨水幹線工事により、約300ヘクタールの八街駅北口から、一区、文違、八街学園付近を含めた地域の冠水が緩和、解消されるのではないかと考えています。八街市の喫緊の課題の中に雨水排水対策があります。富山地先、一区地先、三区地先の排水については、市民の要望が大変強いところです。今回、大池第三雨水幹線の整備をすることによって、その1カ所が解消されることなので、この事業に賛成します。よって、この議案に賛成します。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

次に、議案第28号は、平成25年度八街市水道事業会計予算についてです。

審査の過程において委員から、「給水申込負担金の算出根拠を伺う。」という質疑に対して、「自然増分を計上しています。」という答弁がありました。

次に、「老朽管更新工事の内容を伺う。」という質疑に対して、「工事費舗装本復旧工事を含めて、1億4千500万円で、施工距離は1千219メートル、4カ所になります。」という答弁がありました。

次に、「水道料金の見通しについて伺う。」という質疑に対して、「推計で予測していたよりは、補助金が減額となっているため、赤字は予想されますので、数年先には水道料金の値上げが必要になると考えています。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

以上、経済建設常任委員会に付託されました、案件に対する審査の結果について、ご報告申し上げました。何とぞ、当常任委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願いいたしまして、委員長報告を終わります。

**○議長（中田眞司君）**

以上で、各常任委員長の報告を終わります。

これから、各常任委員長報告に対する質疑を行います。委員長報告に対する質疑の範囲は、委員会の審査過程及び結果に対する質疑に限られ、議案の審議に戻るような質疑はできませんので、ご了承願います。

最初に、総務常任委員長報告に対する質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（中田眞司君）**

質疑なしと認めます。

これで、総務常任委員長報告に対する質疑を終了します。

次に、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を許します。

**○丸山わき子君**

議案第23号に対して、1点お伺いしたいというふうに思います。

先ほどの委員長の報告の中で、賛成討論では教育予算について、適切な予算となっているという内容の報告がございました。しかしながら、教育予算は総務費、学校管理費、また、教育振興費など、約6千600万円が削減されております。その辺について、どのように論議されたか、委員長からの答弁をいただきたいというふうに思います。

**○山口孝弘君**

文教福祉常任委員会では、長時間にわたり、2日間にわたって議論されたわけですが、賛成討論で適切な予算になっているという報告ですが、これは、あくまでも賛成討論でありまして、賛成討論の中で、そういう言葉があったということでありまして、しっかりとした議論がされたというふうに、私は思っております。

**○丸山わき子君**

あくまでも賛成討論ということは、根拠があつての賛成討論であろうかというふうに思うわけですが、どう見ても、約6千600万円もの削減というのは、教育行政に対する大きなしわ寄せになるのではないかと、私は大変心配するところであります。

それと、もう1点、議案第24号、これは国民健康保険特別会計予算についてお伺いするところであります。

報告等を伺っておりますと、年々医療費は増大していると。人間ドック等も導入し、予防医療に対しての対策を強めているということもわかったところでありますが、しかし、特定健診に対して予算の削減をしていると。そこら辺については、なぜ予算減になったのかといったところの論議がされたのかどうか。こういった早期発見、早期治療に対する、そういう取り組みの強化ということは、必要ないのかどうか。その辺についての論議がどのような

たのか、お伺いしたいと思います。

○山口孝弘君

その点の論議については、あくまでも要約ですので、要約した中で説明させていただきましたが、十分な論議がされたものと、私は思っております。

○議長（中田眞司君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中田眞司君）

質疑なしと認めます。

これで、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を終了します。

次に、経済建設常任委員長報告に対する質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中田眞司君）

質疑なしと認めます。

これで、経済建設常任委員長報告に対する質疑を終了します。

次に、議案第23号、平成25年度八街市一般会計予算の組み替えを求める動議が、配付のとおり提出されました。この動議は、所定の提出者がおりますので、成立しました。

ここで、提出者の説明を求めます。

○丸山わき子君

それでは、平成25年度八街市一般会計予算について組み替えを求める動議につきましての説明をしたいと思います。

提出者は、私、丸山、また、右山正美議員、京増藤江議員でございます。

組み替えを求める理由につきまして、長引く不況のもと、国の消費税増税、社会保障の削減の一体改革が押し付けられようとしているとき、地方自治体は国の悪政の防波堤となり、市民が安心して暮らせる街づくりを進めることが求められております。

しかし、北村市長の提案した新年度予算は、徹底した事務事業の見直しによる市民サービスの廃止、削減、負担増の一方で、強引な大池第三雨水幹線事業の推進であります。これでは、市民生活や地域経済は一層悪化するばかりです。日本共産党市議団は、深刻な財政危機のもとでも、市民の暮らし、福祉を優先する予算の組み替えの再提出を提案するものであります。

2点目に、組み替えの基本的な考え方についてであります。住民の福祉の増進を図る、このことを基本とする地方自治法の本旨に沿って、市民生活を向上させる。そのために、次の4点にわたっての充実を求めるものであります。

1点目は、保健・福祉施策の充実を図ること。

2点目に、防災・減災対策、安全・安心の街づくりを進めること。

3点目に、子育て・教育施策の充実を図ることです。

また、4点目には、地域経済活性化で元気な街づくりに取り組むことであります。

次に、組み替えの内容についてご説明いたします。

1点目に、雑紙・布類など、ごみの分別・減量化に取り組み、あわせてクリーンセンターの維持管理費の縮小を図っていく。また、リサイクル推進費の資源回収奨励金については、23年度当時のキロ5円に戻す。そのために、276万5千円を計上するものであります。

いまして説明いたします。新年度予算の編成にあたりましては、297事業の見直しの中で、リサイクルへの市民意識は定着したとし、資源回収団体への補助金、キロ当たり4円から2円に、将来的にはゼロ円にすることを明らかにいたしました。しかし、委員会の審議の中で、4円に戻すという答弁がありました。市のリサイクルは財政難の中で、今後のクリーンセンターの維持管理費を最小限にとどめることが求められており、そのためには、燃やすごみ行政から再利用へと切り替えていく一層の努力と取り組みが求められています。そのために、市民との協働が必要であり、せめて平成23年度のキロ5円復活は必要であります。

以上のことから、276万5千円を計上いたします。

2点目に、暮らし・子育て・福祉を応援する点でございます。

身体障害者・精神障害者保健福祉手帳交付等診断料助成の削減、はり・きゅう・マッサージ券の支給制限を復活させるという内容でございます。

新年度予算では、身体障害者・精神障害者保健福祉手帳交付等診断料助成を削減しようとしています。障害者保健福祉手帳交付を申請する人は、収入のない方がほとんどであります。負担強化は認められません。

はり・きゅう・マッサージ券についても、24枚から12枚への支給制限をするものであります。高齢者にとっては、大切な治療の一部であり、サービスの削減は認められません。

以上の点から、33万6千円を計上するものであります。

次に、児童クラブの時間延長による保育料の負担をなくすという点であります。

これは、150万円の計上であります。指導員の時給900円に対し、半分を父母が負担するというもので、この父母負担分を計上したものであります。

次に、就学援助費の拡充、800万円であります。

これは、国の方からもクラブ活動費、生徒会費、PTA会費についても、就学援助の内容とすることを指導されております。現在、小学校257名、中学校153名の子どもたちが就学援助を受けているわけですが、このクラブ活動費、生徒会費、PTA会費を援助するとしますと、現予算にプラス800万円を計上するということでございます。

次に、学校図書室への新聞配備についてであります。

これは、平成24年度から地方交付税化されております。各学校に1紙ずつの新聞を配備することで、50万円が必要となってまいります。50万円を計上いたします。

3点目に、地域経済活性化への事業促進、雇用の増大ということで、まず1点目は住宅リフォーム助成を増額する計上をするものであります。平成24年度は、当初300万円、補正で100万円、総額400万円で事業費は6千600万円となり、本市でも経済波及効果

があることを実証いたしました。この制度を起爆剤とした元気な街づくりに取り組むべきであります。新年度当初予算は、平成24年度と同じ300万円ですが、消費税増税の動向のもとで、増大することが見込まれます。また、補正を組むまでの間、申請が間に合わないという谷間をなくすために、500万円を増額し、総額800万円とするものであります。

次に、住宅用太陽光発電設備導入推進補助金の増額であります。600万円を計上いたしました。平成24年度、76基、補正を含めると752万7千円、平成25年度当初予算は前年度と同様420万円です。補正を組むまでの間、申請できない。また、市民の要望は大変多くなっております。600万円の増額とするものであります。

次に、小中学校施設の維持補修・修繕であります。これは、2千万円の計上といたしました。当初予算では、各小中学校の補修修繕要望の約半分の予算しか計上されませんでした。教育環境を整える。このことは、自治体の大きな役割であります。よって、2千万円を計上したものであります。

次に、住宅耐震改修費の補助枠を増やすということで、10件、100万円を計上したものであります。減災対策として取り組まなければならない分野であります。平成27年度までに、耐震化90パーセントに持っていくという県の計画がございます。また、市もそうした計画がございます。残念ながら遅々として進んでいないのが実態であります。周辺自治体の補助額を参考にいたしまして、補助枠を30万円から40万円に広げ、住宅改修を後押しするものであります。

次に、交通安全施設整備事業費を前年度並みに戻すということで、270万円を計上いたします。これは、カーブミラー設置費でございますが、設置箇所の減少により、平成24年度589万4千円から、平成25年度は310万6千円と52.6パーセントの削減となっております。市の道路事情からいえば、計画的に高規格のミラーへと設置への切り替えが求められております。安全性を確保していく必要があります。そのために、270万円の計上といたしました。

以上、合計額は4千780万円となります。この組み替えの財源につきましては、市長の報酬・交際費の削減をはじめ、財政調整基金・市債の繰り入れを検討したいと思っております。

また、元気臨時交付金の活用、これも国の方からも交付金があるわけですが、八街市には3億1千万円がおりてくるという予定のようでございます。こうした交付金の活用、また、税金の無駄をなくすという点で、入札制度の改善をしていかなければならないと思っております。平成24年度の土木に関わる一般競争入札の結果は、平均97.28パーセントと大変高い落札率になっております。95パーセント以上は談合の疑いが極めて高いと言われているわけで、公正・透明・競争性をより一層発揮させ、高落札への厳しい対応、改善が求められています。

そして、いま一つは市の土地の活用であります。こうしたところから財源を捻出し、市民の皆さんの暮らしを守る。そして元気な街づくりへの予算計上をしたいというふうを考えて

おります。ぜひ、この提案に対し、ご協力いただきたい、このように思います。

○議長（中田眞司君）

これから、組み替えを求める動議に対しての質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中田眞司君）

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、議案第２３号、平成２５年度八街市一般会計予算に対する修正動議が配付のとおり提出されました。

この動議は、所定の提出者がおりますので、成立しました。

ここで、提出者の説明を求めます。

○桜田秀雄君

それでは、平成２５年度八街市一般会計予算に対する修正動議の説明をさせていただきます。

提案者は、私、桜田秀雄でございます。賛成者は古場正春議員でございます。

それでは、平成２５年度八街市一般会計予算に対する修正動議について、提案の理由を述べさせていただきます。

予算の一部修正を求める主なものは、資源回収実施団体への奨励金を１キログラム当たり５円に戻し、歳入歳出の総額を１９９億１千７９２万１千円にしようとするものです。具体的な内容については、お手元に配付されておる修正案のとおりでございますが、若干、提案に至った理由を述べさせていただきます。

３月定例議会に提案された平成２５年度八街市一般会計予算、歳出４款衛生費、１項保健衛生費中、リサイクル推進費が前年度の約半額１５６万８千円が計上されております。

審査の過程で、市民回収団体に対する奨励金は、１キログラム当たり２円とし、１４６万円を計上したと答弁がございました。当該奨励金は、平成２３年度まで、１キログラム当たり５円であったものが、平成２４年に４円に引き下げられ、平成２５年度はさらに２円に引き下げる内容になっております。資源回収奨励金は、成田市の１キログラム１０円をはじめ、県内３７市中、２６の市で取り組まれている事業であります。本会議一般質問の中で、市民との協働を成熟させるために、財政的にひ弱な協働の担い手である各種団体の育成強化を論じたところでございますが、昨年は市民と協働に対する協力団体への背信行為であります。３月１１日に開催されました協力団体への事業説明会では、参加者の間から協力団体をばかにするのか。値下げに反対、削減ではなく、増額を求める声が相次ぎました。今回、当局は盛り上がってきた市民との協働に冷や水を浴びせ、市民に対して修復不可能なほどの不信感を植え付けてしまいました。

今、議会としてやるべきこと、できることは何でしょうか。修復不可能に陥った市当局と関係諸団体との融和を図り、奨励金の削減ではなく、平成２３年度当時の１キログラム５円

に戻すことで、財政的にひ弱な市諸団体に手を差し伸べ、協働の担い手である諸団体の育成強化に努めることであります。本予算の提案説明の中で、市長は限られた財源を重点的かつ効果的に配分する施策精選型、通年型予算としたと述べております。リサイクル推進費、資源回収実施団体奨励金の事業は、1年を通じて行う通年型の事業であります。リサイクル事業奨励金は、単なる助成金ではありません。子どもたちが大人と一緒に汗を流して資源の回収を行うことは、行動を通じて資源の大切な住環境を守ることを学ぶことであり、汗を流して得た奨励金で、子ども会の活動を支えることは、生きた教育、実践教育そのものであります。

地方公共団体の予算は、法律そのものであります。先ほど、経済建設常任委員長の報告の中に、3月4日の会議の中で、本会議での答弁を修正し、資源回収実施団体に対する奨励金を現状維持すると表明されたとお聞きしておりますけれども、地方財政法第3条では、予算は合理的な基準により、その経費を算定し、これを予算に計上しなければならないと定められており、答弁の修正は合理的な基準に誤りのあったことの証であり、予算書で修正するのが、健全な議会のあり方であります。

よって、第1に市と協力団体の融和、信頼性の再構築を図ること。

第2に奨励金の削減ではなく、1キログラム当たり5円に戻し、協働の担い手であり、財政的にひ弱な協力団体の育成強化を図ること。

第3に地方公共団体の予算は、法律そのものであり、過ちは予算書で修正するのが議会の役割であると思います。

以上、3点の観点から予算の修正を求めるものです。よろしくご審議の上、議決くださいますよう、お願いを申し上げます。

#### ○議長（中田眞司君）

これから、修正動議に対しての質疑を行います。

質疑ありませんか。

#### ○川上雄次君

ただいまご説明がありましたので、若干、疑問点をお尋ねしたいと思います。

先ほど、委員長報告をさせていただきましたけれども、当委員会では今回の予算改正、4円に戻すという執行からの説明がありました。これについては、今回の一般質問の中でも、私もリサイクルの推進ということで一般質問させていただきました。また、私ども会派の鯨井議員の方からも、議案の質疑の中で2円にすることはいかがなものかという質問をさせていただきました中で、議会と執行との議論の中で、現状4円に戻すということで、そういった経緯がありました。

今、桜田議員のご説明を聞いていく中で、4円に戻すのではなくて、5円にという観点なんですけれども、どうして4円ではなくて5円までという形の提案になったのか。それをもう一度、お聞きしたいと思います。

#### ○桜田秀雄君

まず、1点目は先ほど申し上げましたように、3月議会の一般質問の中でも、いわゆる市民との協働である担い手、市民団体、ボランティア団体、子ども会、こうしたものの育成強化が必要であると、こういう質問をいたしました。また、3月5日、当局の会議の中で、4円に戻すと、そういう話があったという話を聞いておりますけれども、3月11日に開催されました協力団体への説明会、約60団体以上が参加されたと思うんですが、私も傍聴させていただきました。この中で、やはり先ほど申し上げましたように、長い間、いわゆるリサイクル、そして焼却炉を長持ちさせたい、そういうことで、十数年間、皆さんが協力してきた。そういうものに対して、あまりにも非情ではないか。値下げどころではなくて、5円に上げてほしいと、こういう声もありましたので、私の意見と一致するところがございましたので、提案をさせていただきました。

#### ○川上雄次君

今のお話の経緯はわかりましたけれども、本来この奨励金というのは、リサイクル協同組合から各種団体へ支払われた金額プラスアルファというか、相場的なものが下がってきて、運営が厳しいときに、市の方で奨励金を出して支援するという、そういう本来の目的があったと思うんですね。それで、今は例えば新聞に関しては1キログラム2円、雑誌は1円、アルミ缶は1キログラム10円、ビール瓶は2円という形で、昔は低くて奨励金を出さなければならぬということだったと思うんですけれども、この平成23年、24年に関しては5円から4円にと、昨年の1年前にこの議会で予算案が出されて、1回下がっているんですけれども、このとき、5円から4円にすることに関して桜田議員は賛成されていますよね。今回、その奨励金という観点から考えると、この相場等が変わったから、もう1円上げろと言われているのか。それとも、別のお考えがあって言われているのか。昨年の1年前の議決のときと、今とどういった形で変わられたのか。その辺をお伺いします。

#### ○桜田秀雄君

確かに昨年の予算の中では、そのような経緯があったと思います。今、協働のまちづくり、昨年度8回の市民講座がございました。大変盛り上がってまいりました。私も長年の経験の中で、いわゆる市民団体というのは、本当に財政的に苦しいんですね。そういう中で、どういう形で、この市民団体、いわゆる協働の担い手を育てていこうかと、そう考えたときに、ただ単なる助成金、例えば市川市のように予算の1パーセントを充てるとか、そういうこともございますけれども、八街市には、そういう財政的な裏付けもございませんから、先ほど申し上げましたように、汗を流して働くことでやっている、この資源回収、これに対して厚い手当をして、それを活用して市民団体が健全な経営を行っていただきたい。そういう観点からご提案を申し上げます。

#### ○鯨井眞佐子君

お伺いいたします。今、桜田議員が協働のまちづくりで、今、市民の皆さんから盛り上がりがあったと。それで、推進団体が盛り上がったみたいな言い方をされましたけれども、そうではなくて、この推進団体はもともとやっております。それで、今回、今、桜田議員が提

案理由の中で言うておりました、３月１１日の会議の中で増額の声が相次ぎましたと。どのような状態だったのでしょうか。

○桜田秀雄君

先ほど申し上げましたように、例えば老人会、この皆さん方は、この制度ができた当時からこの運動に参加をされてきたと、こういう経過がありまして、この議案について市の方から各種団体に案内状が届いたと。その中で予算の削減が盛られていたと、こういう状況がありまして、老人会やあるいはそうした団体が市役所の方に抗議に来られたと、こういう経緯がありました。そういう内容が１１日の会議の席上で、そうした皆さんから発言が相次いだということであります。

○林 政男君

実は、私どもの経済環境常任委員会の中で、先ほど来のお話が出ました。そのときに、市当局は、補正をもってきちんと対応するというお話でした。ですから、この一般会計を修正するという、これは市長はベストな予算で出したわけですから、これはこれで、修正しないで、このまま行った方が、私はいいと。委員会の中のやりとりでも、私はそういう感触を受けました。補正でしっかり対応するという経済環境部長がしっかり答弁していますから、この修正動議には賛成しかねます。そこで、私の意見に対してどうですか。

常任委員会では、こういう討論をして、先ほど言ったように補正でしっかり対応するというような答弁が当局から出ましたから、それに対して、ここで修正しなくてもいいんじゃないですかというのが、私の意見です。それに対して意見を聞かせてください。

○桜田秀雄君

大変残念なんです、いわゆる議会の議員である者が、このような発言をされるとは予想外でございました。先ほども申し上げましたように、予算は地方財政法の中で、合理的な基準により、その経費を算定しと書かれています。いわゆる、そうしたものを上積みをして予算編成をされてくるわけでありまして。そうした基本的な部分で誤りがあったというのであれば、当初予算の審議の中で、そういう話が出てきたものであれば、その中で補正で対応するというのは、いわゆる通年型予算に対する軽視ではないか。議会の軽視ではないかと、そのように思います。議会としては、毅然たる態度であり、今回起こった問題について、当局に反省を求める。そういう意味でも予算案での修正をすべきであると、このように思います。

○林 政男君

ちょっと誤解されているんじゃないでしょうか。当局で出した、この一般会計予算を修正しようということでしょう。それで、今その中のリサイクルの奨励金については、市当局は４円を２円、２円を４円といろいろありますけれども、今この予算を出しているわけですよ。そこに、もし、今、桜田議員がおっしゃられるような意見があれば、それは次の例えば６月とか、９月議会で改めるものは改めていくし、追加補正するものは追加補正していくという考え方でないと、この全部の１９０何億円の予算を直すということでしょう。これは、私は、その考え方には同調できませんけれども、財源にしても、どういうふうに手当てする

んですか。増やすと簡単に言いますが、そんな簡単に、この１９０何億円、動かせませんよ。どういう財源を考えているんですか。

**○桜田秀雄君**

財源については、一応いろいろ考えたんですが、財政調整基金、これを２９２万１千円上積みをする。これで対処したいと、このように考えています。

**○議長（中田眞司君）**

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（中田眞司君）**

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

議案第２号から議案第２８号、議案第２３号の組み替えを求める動議及び議案第２３号の修正動議の討論通告受け付けのため、しばらく休憩しますので、休憩時間中に通告するようお願いします。

しばらく休憩します。

なお、再開時刻については、事務局より連絡をいたします。

（休憩 午後 ２時２９分）

（再開 午後 ３時２０分）

**○議長（中田眞司君）**

再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから、討論を行います。

議案第３号に対し、湯浅祐徳議員から。議案第３号、議案第５号、議案第２３号の修正動議及び議案第２３号に対し、丸山わき子議員から。議案第５号に対し、加藤弘議員から。議案第７号、議案第２３号に対し、石井孝昭議員から。議案第７号、議案第２４号、議案第２５号、議案第２６号に対し、京増藤江議員から。議案第１６号、議案第２１号、議案第２７号に対し、右山正美議員から。議案第２３号の修正動議及び議案第２３号に対し、鯨井眞佐子議員から。議案第２４号に対し、木村利晴議員から。議案第２５号に対し、服部雅恵議員から。議案第２６号に対し、小山栄治議員から討論の通告がありましたので、順次発言を許します。

最初に、丸山わき子議員の議案第３号に対する反対討論を許します。

**○丸山わき子君**

それでは、私は議案第３号、八街市特別職の職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について反対するものであります。

この条例の一部改正につきましては、平成１５年度から毎年３月議会に議案として出されてまいりました。行政改革の一環と説明していますが、１年で期限が切れて元に戻るというもので、こうした扱いに真剣に市財政のあり方に向き合っているのかという疑問を持つもの

であります。

市長は、市民の暮らし第一の市政運営に努めているとしつつ、課税所得200万円以下の世帯が7割を超す八街市民の生活実態のもとで、新年度予算編成にあたり、弱者への新たなサービスへの削減、負担増などを盛り込んでいます。市民の目線での妥当な市長報酬にすべきであり、また、1年ごとの条例改正ではなく、本則改定として位置付けるべきであります。

この立場から反対するものであります。

**○議長（中田眞司君）**

次に、湯浅祐徳議員の議案第3号に対する賛成討論を許します。

**○湯浅祐徳君**

私は、議案第3号、八街市特別職の職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から討論申し上げます。

この一部改正は、市長、副市長及び教育長の給与について、市長にあつては10パーセント、副市長にあつては7パーセント、教育長にあつては5パーセントの削減をそれぞれ行うものであつて、今年度平成24年度においても、平成23年度の削減率をさらに一段上回る削減が現在行われているところであります。平成25年度においても、この平成24年度と同様の削減率により給与の削減を引き続き実施するものであります。この削減は、低迷する昨今の社会情勢や本市の厳しい財政状況等をしっかり受け止めた上での取り組みであり、市民視点からも評価されるものであると考えます。

また、県内でも市長などの給与削減を実施している市町村はさほど多くはなく、一部の実施しているところと比較しても、今回の本市における削減は、同等ないし、それ以上のものになっています。この点から評価すべきものであると考えます。

この条例の制定について賛成するものであります。以上です。

**○議長（中田眞司君）**

次に、丸山わき子議員の議案第5号に対する反対討論を許します。

**○丸山わき子君**

それでは、議案第5号、市職員の職員管理職手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について反対するものであります。

政府は昨年11月、国家公務員の退職手当を約15パーセント減らす法改正を成立させ、全自治体に対し、条例改正で地方公務員も国と同様に退職手当を減額するよう要請しています。管理職は自治体にとっては市政運営にあたり、貴重な人材であり、財産であります。財政が厳しくなったからと、その責任をとらせるのは間違いであります。さらに総務省は管理職手当の削減を10パーセント程度求めています。八街市では、今回も20パーセントの削減で、影響額は755万円にもなります。県内の職員の給与比較では、36市中ワースト4であり、せめて手当での補充は必要であります。一生懸命働いても管理職だから、中堅層だからとカットされていたのでは、働く意欲に関わります。責任ある立場の職員の保障をすべきであり、管理職手当の削減は、やるべきではありません。以上の立場から反対するもの

であります。

○議長（中田眞司君）

次に、加藤弘議員の議案第5号に対する賛成討論を許します。

○加藤 弘君

私は、議案第5号、八街市一般職の職員の管理職手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について賛成討論をするものであります。

職員の管理職手当は、さかのぼること平成17年度から一定の減額が実施されてきているところです。これは、本市の厳しい財政状況をきちんと受け止め、管理職自らが率先して何らかの対応をしなければならないという意思表示のあらわれであるものと捉えており、大いに評価されるべきものと認識しているところであります。依然として本市の厳しい財政状況に改善の兆しが見られず、先に開催された市の行財政改革推進本部においても、このような財政状況のもとでは管理職手当の削減を止める時期にはないとのことから、平成25年度においても20パーセントの減額を実施するという決定がなされ、これをもとに平成25年度の時限措置として20パーセントの減額が実施されるということであります。

このような管理職職員の思いや行財政改革推進本部における決定は、尊重されるべきものと思うところであります。

このようなことから、この改正条例の制定について賛成するものであります。

○議長（中田眞司君）

次に、京増藤江議員の議案第7号に対する反対討論を許します。

○京増藤江君

それでは、議案第7号、八街市児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について反対討論をいたします。

日本共産党は、児童クラブの開設時間延長を一貫して求めてきました。今回7時まで延長する条例が出されたことは大変歓迎するものですが、延長分の保育料を新たに徴収することは納得できません。

特に、ひとり親家庭の利用は3割となっており、今でさえ5千円の保育料を半分にしてほしいという悲鳴が上がっています。不安定雇用と低賃金収入の世帯が多いもとで、これ以上の負担を押し付けるべきではありません。誰もが安心して利用できる児童クラブにすることを求め、議案第7号に反対いたします。

○議長（中田眞司君）

次に、石井孝昭議員の議案第7号に対する賛成討論を許します。

○石井孝昭君

私は、議案第7号、八街市児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

児童クラブの開設時間については、現在、平日は放課後から午後6時半まで、土曜日は午前8時から午後6時半までとなっておりますが、今回の改正では、開設時間を平日、土曜

日とも30分延長し、午後7時までにしようとするものであり、利用者の約1割の方が午後7時まで延長保育を利用される見込みと伺っております。

本市の児童クラブは定員440名に対し、平成24年度利用者は321名、うち母子家庭等が93名、平成25年度利用者見込みは319名、うち母子家庭等91名との現状ですが、今回の30分間の延長保育は、約3割の母子家庭等の皆様にも十分な配慮が伺えます。

また、児童クラブの運営は、本市から八街市社会福祉協議会に委託しておりますが、指導員も確保されているほか、今回の延長保育を含む管理運営費は、必要に応じた予算が計上されております。

なお、今回の延長保育に係る保育料については、利用者の方に一定の負担をしていただくこととなりますが、受益者負担の適正化を求める観点から、相応の理解ができます。子ども子育て新システムに向けたきめ細かな対応を希望しながら、議案第7号、八街市児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について賛成するものであります。

#### ○議長（中田眞司君）

次に、右山正美議員の議案第16号及び議案第21号に対する反対討論を許します。

#### ○右山正美君

私は、議案第16号及び議案第21号に対して反対するものであります。

まず、議案第16号であります。

八街市公共下水道大池第三雨水幹線建設工事に関わる基本協定の変更についてであります。

日本共産党は、大池第三雨水幹線建設に対して容量不足であり、将来的に禍根を残す。また、財政が逼迫しているもとで、市民生活を支える施策を優先させるべきだと事業の凍結を求めてきたところであります。随意契約の問題やコスト削減について、どれだけ調査・検討をしたのか、大変疑問を持つと指摘もしてきました。

今回の基本協定の変更は予定していた工事費を5億953万円減として、借金を3億2千390万円減らすものとなっています。しかし、元利償還金は、総額11億4千500万円に上り、今後25年間、初年度1千900万円から4千500万円の返済が求められます。この間のクリーンセンター建設、八街駅前区画整理事業、駅舎整備事業の償還金は8億円を超し、大池第三雨水幹線建設費が加われば、一層厳しい財政運営が強いられます。市民サービスを削減してまでも、この事業を優先的に取り組んできた責任は大変重大であると言わざるを得ません。今、何を最優先にした市政運営にすべきか、真剣に考えるべきであります。

この立場から反対するものであります。

次に、議案第21号、平成24年八街市下水道事業特別会計補正予算についてであります。

この補正予算は、了承された大池第三雨水幹線整備事業に関わる継続費補正の変更と、それによる事業費の確定によるものが主なものであり、将来必要な事業とは認めるものの、大雨に対して容量不足であり、問題であると指摘しました。優先すべき課題は、住民の暮らしを守る施策であります。総務管理費と下水道事業費の中で、日本下水道事業団研修負担金は、丸投げしている委託事業者から何を学ぶのか、大変疑問に思うところあります。

大池調整池はあらゆる場所からの雨水の集積地でもある。管理委託とは定期的な放射能検査の施策もとるべきである。よって、この補正予算には反対をいたします。以上です。

○議長（中田眞司君）

次に、鯨井眞佐子議員の議案第２３号に対する賛成討論を許します。

○鯨井眞佐子君

私は、議案第２３号、平成２５年度八街市一般会計予算について賛成の立場から討論をさせていただきます。

平成２５年度予算編成方針に現下の行政環境と厳しい財政状況を認識した上で、限られた財源を重点的かつ効果的に配分する施策精選型の予算編成と掲げられております。

最初に、限られた財源についてですが、長引く景気低迷の中、市税収入の向上を図るという大変大きな課題を抱えておりますが、前年度と比較し、約１億円の増となっております。

また、地方交付税、各譲与税や交付金などについては、過大見積もりに留意した予算計上であるように見受けられますし、国・県支出金につきましても、現行制度で見込まれるものを積極的に活用し、財源確保に努めております。さらに、行政財産管理の適正化ではあるものの、新たに職員通勤自動車を駐車する場合の有料化や飲料水等自動販売機の設置場所の貸付収入を見込んでおります。しかしながら、財源不足は避けられず、各種基金からの繰り入れや市債を活用することにより、その財源不足に対応しています。中でも市債については、前年度と比較し、約１億３千万円増となっておりますが、歳出の市債償還元金を下回っており、起債残高の削減に努めております。

一方、歳出面では、行財政改革推進本部を中心に、事務事業全般にわたり経費の節減や既存の制度・施策の見直しに努め、先の一般質問の答弁にありましたように、一般財源ベースで約１億９千２００万円の財源を生み出し、予算編成に反映したということでございます。人件費については、市長等の特別職の人件費について、引き続き削減となっており、一般職人件費についても継続して管理職手当２０パーセントを削減しております。

次に、重点的かつ効果的に配分する施策精選型についてですが、主な施策を挙げてみますと、東日本大震災から今年１１日で丸２年となりますが、その教訓を活かし、東日本大震災復興基金を利用して、災害時の避難場所整備事業として災害対策用品の充実を進めるとともに、第１６分団消防機庫の建て替えや第８分団の水槽・小型動力ポンプ付き積載車が更新されるなど、火災予防体制も充実されます。

そのほか、課税事務の効率化を図るためのエルタックス導入や、電子入札を図るための、ちば電子調達システムの導入など、効率的で効果の高い事務処理を推進するための経費を計上しております。

以上のように、財政の健全化を維持するという困難な行政課題に対しての努力が伺われ、予算編成方針に沿った予算となっております。とはいえ、財政調整基金の積立金残高は、このままの取り崩しが進めば、平成２６年度には枯渇しそうな状況でありますので、今後も北村市長の強力な指導力のもと、一層の経費削減に取り組むとともに、財源確保に努め、複雑

かつ多様化する市民ニーズに応えつつ、中長期を見据えた行財政運営をお願いしまして、賛成するものでございます。

○議長（中田眞司君）

次に、丸山わき子議員の議案第23号及び議案第23号に対する修正動議に対する反対討論を許します。

○丸山わき子君

それでは、議案第23号、平成25年度一般会計予算及び修正動議に対し、反対するものであります。

まず、八街市一般会計予算に対してでございます。

15日、広範な国民の反対と不安の声をよそに、守るべきものは守ると安倍首相はTPP交渉への参加を表明いたしました。聖域なき完全撤回を前提にする限り、TPP交渉参加に反対するという総選挙時の自民党の公約にも違反するものです。

新規参入国には、対等な交渉権もなく、守るべきものは守るどころか、交渉の余地すらなく、アメリカなど9カ国で合意したことの丸呑みを責められることになります。地方議会からのTPP反対などの意見書は、2千144件にも上り、国民不在、ないがしろの交渉参加は即刻撤回すべきであります。

さて、安倍内閣の2013年度政府予算は、大型公共事業のばらまき、大企業減税の拡充、社会保障の削減、原発推進、軍事費の拡大など、財界とアメリカ言いなりの政治を完全に復活させる予算となっています。一時的な財政支出等で、見かけの景気回復、そのもとで消費税増税への地ならしをねらった予算であることも重大であります。安倍首相がデフレ打開策として掲げる三本の矢の方針を踏まえて、大都市圏環状道路、国際コンテナ戦略湾岸などの大型公共事業が軒並みに増額され、研究開発減税の拡充や投資減税など、大企業向けのばらまきも拡大されています。

その一方で、デフレ不況の原因である国民の所得低下を打開する施策はなく、地方公務員の賃金引き下げを前提とした地方交付税の引き下げ、年金減額や生活保護基準の引き下げなどの社会保障削減、中小企業金融円滑化法の打ち切りなど、国民の暮らしの予算が削減されています。これでは、デフレ不況は解決されないどころか、逆に促進され、消費税増税とあわせて、暮らしと経済の危機をますます深刻化させることになります。国民が納めた税金は、まず、国民の暮らし最優先で使われるべきであります。生活保護など、国民生活向けの予算は削減し、大企業向けの予算や軍事費を優先させるのは、本末転倒です。日本経済の停滞を打開するためにも、今、重要なのは、国民の暮らしを応援し、所得を増やして消費を拡大することです。消費税を増税し、社会保障を改悪する安倍政権に、国民の暮らしを任すことはできません。

生活保護基準の引き下げは、2013年度から3年連続引き下げる計画で、2013年度は、まず671億円削減です。生活保護を受け取っている世帯の96パーセントが対象になります。まさに国民の自立自助を原則に、国の責任を後退させるものです。

また、生活保護基準の引き下げは、最低賃金の引き下げや国保税、介護保険料、保育料、就学援助費など、３８もの制度に連動し、国民生活の広範囲に影響を及ぼします。政府に対し、生活保護基準で引き下げをするなどの断固とした態度を示すべきであります。こうした政府予算のもとで、ますます市民の生活を守る市政運営が求められております。

本市の新年度予算の予算編成方針では、財源確保にあたり、さらなる債権確保など、一層の徴収強化の方針とともに、受益者負担の適正化、新たな財源についても積極的に取り組むとし、２９７事業の見直しで１億９千２００万円の削減を図ったとしています。しかし、この事業の見直しは、身体障害者・精神障害者保健福祉手帳交付等診断料助成削減、児童クラブの時間延長による保育料の負担増や、はり・きゅう・マッサージ券の支給制限など、最も支援が必要な市民への負担増強化とともに、リサイクル推進費に見られるように、新年度予算の上程後、元に戻さなければならないほど、施策を無視した一方的な削減の上に成り立たせた予算となっています。

この間、進められてきた不要不急の公共事業のツケが、教育福祉を後退させ、市民サービスの低下と財政難が市政運営にのしかかってきています。平成２５年度も駅前区画整理事業と同じ轍を踏むことになると警告してきた大池第三雨水幹線事業を進めようとしています。今後一層の財政難とサービス切り捨ての市政運営となることは明らかであります。

行革推進が施策やサービス削減に財源を求めるやり方は、もはや限界であり、市政運営の展望ありません。今、求められているのは、この間の大型公共事業最優先の事業評価とともに、市政運営の視点をどこに置くかを明らかにすることです。

市の基幹産業と位置付けてきた農業・商工予算が年々減り続けており、平成２５年度は総予算のわずか１．９パーセント、これでは、元気な街づくり、活性化にはつながりません。大きな経済波及効果をもたらした住宅リフォーム助成制度のように、市民の懐を暖める施策を縦横に張り巡らせることや、農産物での街おこし、自然エネルギー活用など、地域活性化の街づくりで、市税収アップをさせる取り組みが必要であります。

歳出で指摘すべき点は、総務費では、市長の政治姿勢が問われる給与・交際費についてです。市の財政力指数は０．６５３で市長報酬は７７万４千円、類似団体の白井市の財政力指数は０．９０１、富里市は０．７８１と八街市より高くなっていますが、市長報酬は７４万７千円と低くなっています。また、市長交際費は「精いっぱい努力」と前年度の１９０万円から１５０万円に引き下げっていますが、平成２３年度決算では１８６万８千円に対し、隣の佐倉市長は７６万４千９７０円の支出にすぎません。八街市の財政力は市民の生活実態から見れば、当然引き下げた予算計上をすべきです。再検討を求めるものであります。

税金の無駄をなくという点で、先ほども申し上げましたが、入札制度の改善であります。平成２４年度の土木に関わる一般競争入札の結果は、平均９７．２８パーセントと大変高くなっております。９５パーセント以上は談合の疑いが極めて高いとされており、公平性、透明性、競争性をより一層発揮できるよう、高落札への厳しい対応が必要であります。

３点目には安全対策費の５４．４パーセントもの削減です。八街市の道路事情からいえば、

むしろ増やすべきであります。市民の安全対策を軽視する予算計上となっていると言っても過言ではありません。

民生費では、事業見直しによる縮小・減額は、721万4千円にもなっており、市民の福祉施策、子育て支援を一層後退させるものとなっております。

衛生費では、市のリサイクル率は22.2パーセント、県平均24.1パーセントより下回っているにも関わらず、リサイクルへの市民意識は定着したと、資源回収団体への補助金キロ当たり4円から2円に、将来的にはゼロ円にすることを表明しました。しかし、こうした取り組みは、ごみの減量化に逆行するものであります。ごみの減量化で、クリーンセンターの維持管理費の軽減につなげていくことも視野に入れ、市民との協働で、ごみ減量化計画に取り組むべきであります。

また、衛生費、健康増進費では、誰もが金銭の心配なく、がん検診が受けられるよう検診費用の無料化を求めるものであります。早期発見、早期治療の取り組みで、年々増大する国保の医療費抑制につなげていくことが必要であります。

農林水産費では、農業総予算の25パーセントを北総中央用水事業が占めていますが、今後、農家の利用状況が心配されます。高い水を買って安い野菜を作っていたのでは、割に合わないという農家の切実な声に対策は皆無です。北総中央用水事業が農業活性化につながるどころか、農家の負担になっていくことは問題であります。

商工費は、利子補給金が2千万円もの減額となり、商工業者が最も必要としている、気軽に活用できる少額の貸付制度もなく、駅前区画整理事業は商店街の活性化につながると、大切な税金を投入して推進してきたのにも関わらず、商店街活性化への対策は進んでいません。市内事業者は、約2千700、小売飲食店は700、農家戸数は1千400戸と、基礎的な地域経済力を活かした活性化につなげた元気な街づくりにしていくことは、喫緊の課題であります。今、市民の雇用と所得を増やし、消費に回すことによる内需の押し上げが必要であります。その施策で注目されているのが、公契約条例と中小企業振興条例であります。こうした条例制定での思い切った取り組みが必要であります。

土木費では、大池第三雨水幹線整備事業への1億6千万円もの繰り出しです。財政難と言いつつ、この事業を何よりも最優先で推進する一方で、市民サービスの削減、負担増ではたまったものではありません。大雨に対応できない施設整備を急ぐことより、今何をなすべきか、冷静な判断が求められています。

住宅リフォーム助成制度の経済波及効果は、平成24年度で1.7倍となり、市民、業者の皆さんから大変喜ばれている制度であり、市税アップにもつながるという優れた制度です。ところが、平成25年度の助成額は、平成24年度と同額の300万円にとどまっています。市の活性化につながる助成制度を発展させるためにも、思い切った増額をすべきであります。

また、防災・減災対策が急がれます。平成27年度までに市内の建物の耐震化率90パーセントの目標が設定されていますが、遅々として進んではおりません。耐震化に対し、上限30万円の助成となっていますが、これでは、なかなか決断はできません。助成枠を広げ、

後押しをする内容とすべきです。

住宅管理費では、市営住宅のあり方が問われています。本来、公営住宅は、生活困窮者に低廉な住宅を提供していくというのが役割のはずですが、老朽化を理由に次々と市営住宅を閉鎖し、税滞納者には入居資格を取り上げるなど、本当に住宅に困っている市民が行き場を失う住宅政策となっています。老朽化した施設整備、耐震化対策とともに、高齢者住宅の整備を積極的に進めるべきであります。

教育費では、学校給食センターと学校建設費で、対前年度比19.8パーセントとなっていますが、実際には教育総務費、学校管理費、教育振興費など、6千600万円もの削減となっており、教育行政へのしわ寄せが心配されます。施設維持管理費、施設整備事業費など、学校管理費では、各小中学校からの予算要望に応えきれないまま、学校や子ども、本市の不登校の児童・生徒は、全国の3、4倍になっており、その対策の強化は切実です。教職員の増員、小学校への適応教室の設置など、抜本的な対応が求められています。

また、各学校への図書館へは、交付税化されている司書や新聞の配置で、子どもたちの心を育てる施策の充実が必要であります。子どもたちを取り巻く経済状況は悪化しており、7人に1人は貧困という政府の統計があるのにも関わらず、就学援助費の受給率は全国平均の16パーセントよりさらに低い7.3パーセントにとどまっています。受給者、対象者の拡充とともに、国が指導するクラブ活動、生徒会費、PTA会費への支給の拡充が必要であります。市民の暮らし、福祉に寄り添う姿勢を求め、以上の立場から反対するものであります。

あわせて、修正動議に対して反対いたします。

平成25年度の予算案は、297事業の見直しで、1億9千200万円の削減を図っていますが、施策を無視した一方的な削減の上に成り立たせた予算となっています。資源回収団体への補助金の削減も、その1つです。財源不足を理由に、暮らし、福祉、市民との協働に関わる分野を容赦なく削減し、市民に負担を強いるものとなっています。

修正動議の内容では、市民全体への目配りに欠ける内容であり、賛成できるものではありません。

以上の立場から反対いたします。

#### ○議長（中田眞司君）

次に、石井孝昭議員の議案第23号に対する賛成討論を許します。

#### ○石井孝昭君

私は、議案第23号、八街市一般会計予算について賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

まず、平成25年度予算編成方針に、「現下の行政環境と厳しい財政状況を認識した上で、限られた財源を重点的かつ効果的に配分する施策精選型の予算編成」と掲げられています。長引く景気低迷の中、市税収入の向上を図るという大きな課題を抱えておりますが、前年度と比較し、約1億円の増となっております。

行政財産管理の適正化ではあるものの、新たに職員通勤自動車を駐車する場合の有料

化や飲料水等自動販売機の設置場所の貸付収入を見込んでおります。しかしながら、財源不足は避けられず、地方交付税はもとより、各種基金からの繰り入れや市債を活用することにより、その財源不足に対応しております。中でも市債については、前年度と比較し、約1億3千万円増となっておりますが、歳出の市債償還元金を下回っており、起債残高の削減に努めております。

歳出面では、行財政改革推進本部を中心に、事務事業全般にわたり、経費の節減や既存の制度・施策の見直しに努め、一般財源ベースで約1億9千200万円の財源を生み出し、予算編成に反映されております。

人件費については、市長等の特別職の人件費について、引き続き削減となっており、一般職人件費についても、継続して管理職手当20パーセントを削減しております。

また、課税事務の効率化を図るためのエルタックス導入や電子入札を図るための、ちば電子調達システムの導入など、効率的で効果の高い事務処理を推進するための経費を計上しております。

福祉関係では、障害者自立支援給付事業、難病療養者支援事業など、前年度より手厚い予算措置を計上しております。

待機児童問題に関してでは、八街かいたく保育園の新設により、大幅な待機児童の減少につなげております。児童クラブの管理運営については、時間延長による増額予算を計上しており、働くお母さん方や母子家庭の皆様方にも十分な配慮が伺えます。

また、生活保護費の急増の対策については、国の法改正を注視することになりますが、増大する医療扶助費の対策については、医療レセプトを活用しながら、医師会、歯科医師会、薬剤師会等にも緊密に連携を取りながら、ジェネリック医薬品を推進していくということです。さらに、生活保護システムの整備も進み、窓口での適正な審査、判断の上、増大する生活保護問題に取り組んでいただきたいと思います。

衛生費関係では、医療費助成事業により、今年度から小学校4年生から中学校3年生まで、医療費が現物給付方式に転換されたり、子どもたちの疾病予防のための各健康診査の増進が図られております。

環境問題につきましても、資源回収実施団体奨励金の減額について、市内部で検討の結果、今後ごみの減量化を積極的に推進するため、前年度と同額にすることを決定したことは、市民との協働の観点からも市の積極的な姿勢は大いに評価すべきものと考えております。

農業振興では、本市の基幹産業である農業の振興策として、輝けちばの園芸産地整備支援事業による施設化を支援するための予算が、前年度予算の約3倍となっているほか、後継者対策として青年就農給付金の増額や農用地利用集積円滑化事業費など積極的な農業支援の予算が盛り込まれております。

便利で快適な街づくりのため、多くの市民の方々が長年待ち望んでいた、榎戸駅整備のための基本設計並びに詳細設計費、約1億638万5千円の予算が計上されており、

早期の整備が期待されているところでございます。

また、道路整備事業費は2億1千877万8千円が計上されており、これは前年度より3千万円以上増額されているとともに、住宅診断化促進事業や住宅リフォーム補助事業など、市民の安心・安全のための予算も計上されております。

防災関係では、東日本大震災から、今年11日で丸2年となりますが、東日本大震災復興基金を利用して、災害時の避難場所整備事業として、災害対策用品の充実を進めるとともに、第16分団消防機庫の建て替えや第8分団の水槽・小型動力ポンプ付き積載車が更新されるなど、火災予防体制も充実される計画にあります。

教育関係では、平成24年度、育て八街っ子推進事業費が一定の責任を終え、県の緊急雇用創出事業、平成25年度教育補助員配置事業26名を適材適所に配置することとでございます。朝陽小学校改築事業が開始され、中央公民館整備事業では、南棟耐震補強工事、トイレ改修工事等が取り組まれる予定になっております。

以上のように、財政の健全化を維持するという困難な行政課題に対しての努力が伺われ、予算編成方針に沿った予算となっております。とはいえ、財政調整基金の積立金残高は、このままの取り崩しが進み、先を見れば、平成26年度には予算組みが大変厳しい状況となります。市民の皆様にも、本市の状況を理解していただく努力が必要であると思います。

今後も北村市長の強力な指導力のもと、一層の経費削減に取り組むとともに、財源確保に努め、複雑かつ多様化する市民ニーズに応えつつ、中長期を見据えた行財政運営をしっかりとお願いいたしまして、議案第23号、平成25年度八街市一般会計予算に賛成するものであります。

#### ○議長（中田眞司君）

次に、鯨井眞佐子議員の議案第23号に対する修正動議に対する反対討論を許します。

#### ○鯨井眞佐子君

私は、議案第23号、平成25年度八街市一般会計予算に対する修正動議について反対するものです。

この動議は、平成25年度予算を平成23年度予算にしようとするものであります。内容は、リサイクル推進費、資源回収実施団体奨励金であります。昨年、奨励金がキロ5円から1円引き下げられ4円になりました。実施団体の説明会で、団体の皆さんから不満の声はありましたものの、市財政厳しき折、仕方がないかと、4円で受け入れております。この説明会には、私も参加しております。

平成25年度予算編成の中で、4円が2円にと半額計上であったため、私は議案質疑で検討していただきたいと要求をしたものです。そして、検討の結果、昨年同様、キロ4円で行きますとの回答に、執行の皆様のご努力を高く評価するものであります。

この修正動議を出された桜田議員は、昨年、キロ5円を4円にと1円引き下げた予算案に賛成しており、昨年同様のキロ4円となった今、この動議を提出される意味が全く

わかりません。

また、資源回収団体の要望は、キロ５円にしていだきたいということではなく、４円を継続していただきたいということでもあります。

よって、議案第２３号、平成２５年度八街市一般会計予算に対する修正動議に反対するものであります。

#### ○議長（中田眞司君）

次に、京増藤江議員の議案第２４号に対する反対討論を許します。

#### ○京増藤江君

それでは、議案第２４号、平成２５年度八街市国民健康保険特別会計予算に対する反対討論をいたします。

デフレ不況のもとで収入が減り続け、暮らしが悪化する中、国保税を払いたくても高過ぎて払いきれない市民に対し、市は差し押さえなどの徴収強化を続けています。徴収強化をしても、平成２３年度の収納率は、現年度分で８４．０２パーセント、過年度分と合わせると４６．１４パーセントであり、高過ぎる国保税のために多くの方々が苦しんでいます。

八街市では、平成２５年２月１日現在、国保加入世帯のうち短期保険証交付は２千１８４世帯、資格証明書は２９６世帯であり、保険証未交付は５００世帯に上っています。保険証がなければ、具合が悪くなったとき、すぐに病院に行けません。地方自治体の仕事は、住民の福祉を向上させ、命・暮らしを守ることです。憲法第２５条でうたっている健康で文化的な最低限度の生活を保障し、社会保障としての国保の役割を果たすために、全ての世帯に保険証を交付することを求めます。

また、国は、国民の反対を押し切って、７０歳から７４歳までの医療費負担を２割にしようとしています。実施されるならば、高齢者を医療から遠ざける結果になります。実施しないよう国に求めるべきです。

また、入院する際、保険税滞納者に限度額認定証が発行されないことは、病気の悪化、命を縮める結果になりかねません。限度額認定証の発行を求めます。医療費の増大が国保財政悪化の原因の１つとなっています。昨年度から保険事業として人間ドックへの助成が始まり、今年度さらに拡大したことは評価できます。しかし、受診率が低い特定健診の予算は減額です。メタボ検診だけではなく、検査項目を増やすなど、基本健診を充実させ、病気の早期発見、早期治療の取り組みなどを求めます。

委員会における賛成討論において、市税等徴収対策本部を中心に徴収率向上に向けた施策を展開し、より安定した国保事業の運営に期待する旨の発言がありましたが、収入実態に合わない高過ぎる国保税を引き下げずに、徴収強化を図ることは、市民の暮らし、健康を破壊することにつながります。国保税が高過ぎて払いきれない、引き下げてほしいという市民の切実な声に応え、収入に応じた払える国保税にするために、八街市は一般会計からの制度外繰り入れを再開するとともに、国庫負担を早急に元に戻すよう、国に強く要望すること。また、国民皆保険制度を破壊するＴＰＰ交渉に参加しないことを国に要求することを求めて反対討論といたし

ます。

○議長（中田眞司君）

次に、木村利晴議員の議案第２４号に対する賛成討論を許します。

○木村利晴君

私は、議案第２４号、平成２５年度八街市国民健康保険特別会計予算について賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

我が国の国民皆保険制度は、誰もがいつでもどこでも平等に、安心して医療を受けることができる医療制度を確立し、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきました。この皆保険制度を維持していくことは、国民みんなの願いであり、行政に課せられた使命ではないかと考えます。しかしながら、近年、世界に類を見ないスピードで高齢化が進行し、非正規労働者の増加や所得の減少、また、家族形態や地域の変化など、社会経済の諸情勢に大きな変化が生じており、医療を取り巻く環境にも大きく影響していることから、医療保険財政も厳しい状況が続いております。

さて、保険税については、市税等徴収対策本部の取り組みが、収納率の向上という成果となってあらわれてきているようですが、増加する医療費には届いていないのが現状のようです。しかし、そのような中、提案されている平成２５年度当初予算については、保険税を前年度と比較しても、不況の影響からか、予算額が横ばいとなっておりますが、予算の算出基礎での現年度分徴収率は、８４パーセントを確保していくこととしており、徴収対策本部の意気込みが感じられます。

また、千葉県における国保広域化等支援方針も継続的に実施しており、国庫補助金も減額されることなく交付されるものと思われまます。

一方、歳出においては、今年度の状況から、保険給付費の増加は推測できますが、義務的な経費であることから、単純に予算を抑えることはできないものであり、医療費の増嵩が避けられない中、疾病予防、医療費の適正化は、欠くことのできない重要な施策となっております。

その１つの事業として、保健事業に力を注ぐことが有効であり、特定健康診査に加え、人間ドック助成事業費も拡充することにより、特定健康診査の受診率の向上にも努めると聞いておりますので、保健事業の充実に期待しております。

最後に、国保担当者におかれましては、保険者としての責務を十分に認識しつつ、引き続き市税等徴収対策本部を中心に、徴収率向上に向けた施策を展開し、より安定した国保事業の運営に取り組んでいただけるものとの期待も含め、平成２５年度八街市国民健康保険特別会計予算について賛成するものであります。

○議長（中田眞司君）

次に、京増藤江議員の議案第２５号に対する反対討論を許します。

○京増藤江君

それでは、議案第２５号、平成２５年度八街市後期高齢者医療特別会計予算に対して反対討論をいたします。

制度開始以来、後期高齢者医療制度は国民から廃止を求められています。年齢で医療差別を実施する制度を導入している国は日本だけです。2年ごとに保険料の見直しがあり、高齢者の増加、医療費の増加などにより、際限なく保険料が引き上げられます。滞納者には短期保険証を発行し、差し押さえもするという大変冷たい制度です。

八街市においては、短期保険証が交付されておりますが、長く社会に貢献してきた高齢者がお金の心配なく、必要な治療を受けられるようにすることが市民の願いです。日本共産党は、高齢者を差別する後期高齢者医療制度を廃止し、元の老人保健に戻すよう国に要求することを求めます。

委員会における賛成討論において、この制度が年齢による区別をしている等の問題点を指摘しています。長年、社会に貢献してこられた高齢者を年齢で医療差別することは許されません。一刻も早い廃止を求め、議案第25号に反対いたします。

#### ○議長（中田眞司君）

次に、服部雅恵議員の議案第25号に対する賛成討論を許します。

#### ○服部雅恵君

私は、議案第25号、平成25年度八街市後期高齢者医療特別会計予算について賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の全ての方々が、これからも安心して医療を受けることができるよう、将来にわたり国民皆保険を堅持するため、若い世代を含めた全ての世代で支え合う医療制度として平成20年度に創設され、以降5年が経過いたしました。しかしながら、75歳に到達すると、それまで加入していた保険制度から分離した保険制度に加入させるといった、年齢による区別をしている等の問題点が生じていることから、本制度は既に制度廃止の方針が出されておりますが、現在も3党の実務者協議、並びに社会保障制度改革国民会議において検討されています。

さて、このような中、平成25年度の後期高齢者医療保険事業ですが、保険料につきましては、保険料率、均等割額に変更はなく、保険料軽減措置や被保険者の負担軽減は継続されております。

また、給付につきましては、被保険者数の増加が見込まれるため、保険者である広域連合への負担金の増加が推測されますが、義務的経費であるため、やむを得ないものと考えられます。

今後は、高齢者医療制度の新制度施行までの国の動向について十分留意いただき、的確な対応を図ることを期待し、平成25年度八街市後期高齢者医療特別会計予算について賛成するものであります。

#### ○議長（中田眞司君）

次に、京増藤江議員の議案第26号に対する反対討論を許します。

#### ○京増藤江君

それでは、議案第26号、平成25年度八街市介護保険特別会計予算に対する反対討論をいたします。

平成24年度から第5期介護保険制度が始まり、介護保険料が平均で13パーセント、基準額で年間6千100円引き上げられ、5万2千800円となりました。年金から引かれるものが多く、手元に残る額が少ないと高齢者から悲鳴が上がっている中、平成23年度決算において、八街市の普通徴収の人の約3割が滞納となっており、収納率は相変わらず、県下最下位グループとなっています。

滞納額が増加する中で保険料を引き上げたことは、滞納者を増やします。要介護・要支援の認定を受けている方のうち、保険料を1年以上滞納しているのは、平成25年1月現在16名、そのうちの7名が介護保険サービスの制限を受けています。保険料を滞納すれば、サービスの利用を制限されたり、利用料が3割に引き上げられ、高齢者の生活が成り立たなくなります。保険料、利用料の軽減が求められています。

また、保険料を引き上げた一方、保険あって介護なしの状況が拡大しています。特養待機者は163名に上っており、実効ある早急な対策が必要です。さらに、在宅の高齢者に対するヘルパーによる生活援助が30分以上60分未満から20分以上45分未満に時間短縮されたことで、買い物や洗濯などの必要な援助が削られ、日常生活に深刻な困難を生じるなど、さまざまな影響が出ています。

制度改定のたびに制度が改悪され続けてきましたが、利用料の負担軽減、ヘルパーの生活援助の時間短縮を撤回し、利用者が安心して生活できる制度にすべきです。国の責任で介護職員への抜本的な処遇改善を国に要求すべきです。

また、保険給付費では、介護サービス等諸費は前年度と比べると約5億7千145万円の増加ですが、介護予防等諸費は4千万円の減額です。介護予防を充実させることが重度化を遅らせることにつながります。介護予防の充実を求めます。

また、療養型短期入所療養介護の保険給付は、前年度と比較すると約8億2千700万円減額、介護療養型医療施設の給付も約5千300万円減額しており、療養型のサービス減をどう解決するのか大変疑問であり、充実させるべきです。各中学校区に地域包括支援センターを設置し、高齢者の見守り事業の開始や配食サービスの充実を求めます。

小泉・自民党・公明党政権時代に、毎年2千200億円社会保障の費用が減額され、社会保障をズタズタにしました。安倍自公政権は社会保障制度改革推進法により、介護保険制度もさらに制度を改悪しようとしています。制度改悪を許さず、充実させるために、国庫負担を増やすことを国に要求すべきです。

また、保険料の全額免除、収入に注目した一律免除、一般財源からの繰り入れは適当でないという三原則を厚労省が指導していますが、介護保険は自治事務であり、多くの自治体が独自の施策を実施しています。八街市でも市民の生活実態に合った独自の取り組みを求めます。

委員会における賛成討論において、歳入歳出において、介護保険財政の健全性、持続性を確保している旨の発言がありましたが、介護保険は制度見直しのたびに改悪されてきました。誰もが必要な介護を受けられる制度にすることを求め、反対討論いたします。

○議長（中田眞司君）

次に、小山栄治議員の議案第26号に対する賛成討論を許します。

○小山栄治君

私は、議案第26号、平成25年度八街市介護保険特別会計予算につきまして、賛成の立場から討論いたします。

平成24年10月1日現在の高齢者人口は1万5千727人、人口に占める高齢者の割合、高齢化率は20.95パーセントに達し、2千113人の方が、要支援・要介護認定を受けています。介護保険制度が発足した平成12年度末の高齢者人口の9千135人、要支援・要介護認定者数の839人と比較しますと、高齢者人口は1.72倍に、要支援・要介護認定者数は、2.52倍に増加するなど、より一層の高齢化の進展が見られます。

平成25年度介護保険特別会計予算は、歳出においては、第5期介護保険事業計画を受けて、サービス利用の増加に対応した37億1千525万6千円の計上であり、歳入においては、保険給付の支給を補うべく、国、県、支払基金及び市の負担割合に応じて計上し、介護保険料は第1号被保険者の増加により前年度より5.31パーセント増の7億6千523万2千円を見込んでおります。

以上のことから、介護保険財政の健全性、持続性を確保すべく努力されており、私は平成25年度八街市介護保険特別会計予算に賛成いたします。

○議長（中田眞司君）

次に、右山正美議員の議案第27号に対する反対討論を許します。

○右山正美君

議案第27号、平成25年度八街市下水道事業特別会計予算について反対をするものであります。

総予算の18億8千589万5千円中、14億7千607万9千円、78.2パーセントが下水道事業費と計上され、その主なもの、12億334万8千円が大池第三雨水幹線事業として進められようとしています。

日本共産党は、これまでも必要な事業であることは認めつつ、財政逼迫のもと、市民生活を守る施策を優先させるべきだと、これまでも求めてきたわけであります。

また、事業についても、第1に容量不足の問題であります。周辺の冠水対策も取り入れたとありますが、昨今のゲリラ豪雨に対応できなければ、これは解消につながらないわけであります。

第2に、契約の問題であります。業者の選定や入札、契約事務など、透明性、競争の公正や工事品質などの確保など、議会のチェック機能が働かないところで進められ、議会の形骸化につながる問題であります。

第3に、コスト削減について、どれだけ調査研究したのか。

第4に、財源の問題で、一般財源の負担はないとしてきましたが、一般財源1億円、地方債を含めると4億円からの負担、25年間の長きにわたり、償還金払いとなります。市民生活は後回しという現実、大型焼却炉建設、駅北側区画整理事業、駅舎建設など、優先的にこれま

でも進められてきた結果、大幅な道路の補修・修理が遅れ、市民の暮らしの施策が後回しにされているのは、今日も続いている現実問題であります。

よって、議案第２７号について、反対をするものであります。以上です。

**○議長（中田眞司君）**

ほかに討論の通告はありません。

これで、討論を終了します。

採決の順序について、あらかじめ申し上げます。

議案第２３号については、予算の組み替えを求める動議及び予算に対する修正動議が提出されていますので、当該議案の採決の際には、先に予算の組み替え動議を採決し、可決の場合は本会議を休憩して、議会運営委員会を開催します。否決の場合は、引き続き予算に対する修正動議を採決します。修正動議が可決の場合は、修正部分を除く原案について、また、修正動議が否決の場合は、原案について採決を行います。

これから、採決を行います。

採決は分割して行います。

最初に、議案第２号、八街市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

**○議長（中田眞司君）**

起立全員です。議案第２号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第３号、八街市特別職の職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

**○議長（中田眞司君）**

起立多数です。議案第３号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第４号、八街市一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

**○議長（中田眞司君）**

起立全員です。議案第４号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第５号、八街市一般職の職員の管理職手当の特例に関する条例の一部を改正す

る条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起 立 多 数)

○議長（中田眞司君）

起立多数です。議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号、八街市学校給食センター事業特別会計条例を廃止する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起 立 全 員)

○議長（中田眞司君）

起立全員です。議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号、八街市児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起 立 多 数)

○議長（中田眞司君）

起立多数です。議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号、八街市高齢者福祉計画策定審議会設置条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起 立 全 員)

○議長（中田眞司君）

起立全員です。議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号、八街市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起 立 全 員)

○議長（中田眞司君）

起立全員です。議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号、八街市指定地域密着型サービス基準条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（中田眞司君）

起立全員です。議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号、八街市指定地域密着型介護予防サービス基準条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（中田眞司君）

起立全員です。議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号、八街市新型インフルエンザ対策本部条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（中田眞司君）

起立全員です。議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号、八街市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（中田眞司君）

起立全員です。議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号、八街市小規模水道条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（中田眞司君）

起立全員です。議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号、八街市市道の移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起 立 全 員)

○議長（中田眞司君）

起立全員です。議案第１５号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第１６号、八街市公共下水道大池第三雨水幹線建設工事に係る基本協定の変更についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起 立 多 数)

○議長（中田眞司君）

起立多数です。議案第１６号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第１７号、八街市公共下水道（雨水）整備事業大池調整池用地の取得についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起 立 全 員)

○議長（中田眞司君）

起立全員です。議案第１７号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第１８号、平成２４年度八街市一般会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起 立 全 員)

○議長（中田眞司君）

起立全員です。議案第１８号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第１９号、平成２４年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起 立 全 員)

○議長（中田眞司君）

起立全員です。議案第１９号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２０号、平成２４年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起 立 全 員)

○議長（中田眞司君）

起立全員です。議案第２０号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２１号、平成２４年度八街市下水道事業特別会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（中田眞司君）

起立多数です。議案第２１号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２２号、平成２４年度八街市水道事業会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（中田眞司君）

起立全員です。議案第２２号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２３号、平成２５年度八街市一般会計予算の組み替えを求める動議を採決します。

(桜田秀雄議員退席)

○議長（中田眞司君）

この動議に賛成の議員の起立を求めます。

(起立少数)

○議長（中田眞司君）

起立少数です。議案第２３号平成２５年度八街市一般会計予算の組み替えを求める動議は否決されました。

(桜田秀雄議員入場)

○議長（中田眞司君）

次に、議案第２３号、平成２５年度八街市一般会計予算を採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

まず、本案に対する修正動議について採決します。

本修正動議に賛成議員の起立を求めます。

(起立少数)

○議長（中田眞司君）

起立少数です。修正動議は否決されました。

次に、原案について採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（中田眞司君）

起立多数です。議案第２３号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２４号、平成２５年度八街市国民健康保険特別会計予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起 立 多 数)

**○議長（中田眞司君）**

起立多数です。議案第２４号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２５号、平成２５年度八街市後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起 立 多 数)

**○議長（中田眞司君）**

起立多数です。議案第２５号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２６号、平成２５年度八街市介護保険特別会計予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起 立 多 数)

**○議長（中田眞司君）**

起立多数です。議案第２６号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２７号、平成２５年度八街市下水道事業特別会計予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起 立 多 数)

**○議長（中田眞司君）**

起立多数です。議案第２７号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２８号、平成２５年度八街市水道会計予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起 立 全 員)

**○議長（中田眞司君）**

起立全員です。議案第２８号は原案のとおり可決されました。

日程第３、発議案第２号、八街市空き家等の適正な管理に関する条例の制定に対しての質疑を行います。

質疑ありませんか。

○鯨井眞佐子君

先ほど提案理由をご説明いただいたわけですが、その中に、私の名前が出てまいりました。平成22年度の狹隘道路の条例制定についてだったと思いますけれども、この空き家条例とは全く異なるものでございまして、私も、その名前が出たということは、あたかも賛成したかのような疑いを持たれかねません。私は、この内容については、狹隘道路の制定ですので、全く違いますので、私の部分を削除していただきたいと要望いたします。

○桜田秀雄君

鯨井議員の平成22年度の質問の中で言われたように、狹隘道路対策、この中で垣根の問題が質問されておりました。いわゆる、この垣根に対する対策をとってほしいと。それも含まれておりましたので、この中に述べさせていただきました。

○鯨井眞佐子君

私は、ここに列記することを承諾というか、桜田委員から申し入れもされておられませんし、された時点で、私は内容が違うのでということで、しっかりお断りをしたかったと思います。こういうふう之列記されることは、とても困りますので、私は削除を要請したいと思います。

それと、私の狹隘道路の条例なんですけれども、それも道路境界線の確定がなかなか難しいということでできておりませんので、そういったことも含めて、大変これは、私個人がとても賛成ではないということをしかりと申し上げたいのです。それで、削除をぜひ要望いたします。

○桜田秀雄君

そのようなご要望であれば、削除したいと思いますので、先ほどの発言について議長の方で取り扱いをお願いいたします。

○議長（中田眞司君）

ほかに質疑はありませんか。

○右山正美君

本題に入ります。空き家条例の適正な管理に関する条例が出されて、第1条で提出者の考えをお聞きしたいと思いますが、1条では空き地、垣根及び空き家ということで、一括して空き家等というふうになっているわけですが、これには無理があるんじゃないかなというふうに思うんですけれども、提出者の感想をまず最初にお聞きしたいと思います。

○桜田秀雄君

ただいまの質問ですが、空き地、空き家、垣根、この3つを1つの条例にまとめるのは無理があるのではないかと、そういうふうな質問でございしますが、条例の中身の全体を読んでもいただきますとわかりますように、八街市には空き家等に関する適正な管理に関する条例、これが既にありますけれども、それと、ほぼ内容は似通っておりますし、各項目ごとの例えば市の責務とか、所有権者の責務とか、こういう問題について何ら問題ではないと、このように認識をしております。

○右山正美君

責務とか、そういう問題ではなくて、それは後からやりますけれども、これは空き地と空き家と垣根を一緒くたにしている、空き地の管理の適正化に関する条例というのは、ほかにあって、これがだから、どうしても無理なような感じがして、それは空き家に付随する垣根とか、そういう問題だったら、まだいいですよ。だけど、どうしても空き地といいますと、空き家じゃないところの空き地というのがいっぱいあるわけですよ。そこまで管理されるということになると、ちょっとこれは不自然ではないかなというふうに思うんですが、この後の問題は後で言いますから、その辺について、どのように考えているか。ちょっと、私は無理があるかなというふうには思うんですけれども、再度お願いします。

○桜田秀雄君

ただいまの意見については、定義の中で、第2条、この中で書かれておりますので、その辺をご参照いただきたいと思います。

○右山正美君

定義の中でもいろいろありますけれども、私はそういった一緒くたにして、空き家等というには、ちょっと無理があるし、第2条の中でいろいろ、るるありますけれども、その辺も問題があるかなというふうに思います。

先に進みますが、市の責務の問題であります。市の責務の問題で、ここに第3条の2項で、未然に防止するために必要な施策を策定するというふうにあるわけですが、この必要な施策というのは、どういうものなのか。その辺の検討はどうなのか。その辺についてどうでしょうか。

○桜田秀雄君

ただいまの質問については、これから規則等も必要でございますので、その中で検討をしていきたいと、このように考えております。

○右山正美君

では、この規則というのは、誰が作るんですか。

○桜田秀雄君

もし、これが可決されたのであれば、市当局が行うことになると思いますし、その点については、そのようになります。

○右山正美君

可決されればと言いますけれども、やはり行政との連携というのが、後で出てきますけれども、連携というものが、どうしても、こういうのは必要でありますし、たとえ議会でやったとしても、やはり執行側との連携が必要になってくるのではないかなというふうに思うんですよ。やはりこの中で必要な施策、では、議会の中で、こうやって条例として出てきて、規則は後で決めますからと。では、どういう規則が出てくるのか、わからなかったら、これは条例として扱えないんじゃないですか。私は、そういうふうに意見を述べさせていただいております。

それと、所有者等の責務、これは個人の財産なんですよ。個人の財産を市がそういう具合に管理する。あるいは、市の責務で、こうやっていくということは、かなりのことがなければで

きないと思うんですけれども、そういう問題もありますし、実態調査とか、そういったものをいろいろやっていきますと、財源的に財政が発生するんですよ、お金が。そういった問題が市との連携で、そういう問題も含めて、これは条例ですからね。検討されたのかどうか、その辺について伺います。

○桜田秀雄君

ただいまの問題につきましては、平成23年、私の方から、こういう条例を作っていただきたいと市当局に一般質問の中でお願いをいたしました。しかし、その中で、もし市の方で、そのような制定作業が行われないのであれば、平成23年12月議会には、私の方から条例案を提案したいと、このように申しておきましたけれども、平成25年度の3月議会に至っても提案がなされないために、私の方から提出をさせていただきました。確かに、今、右山議員から言われたことは、ごもつともでございますけれども、その点については、意思の疎通が欠けていたのかなと、その点はおわびを申し上げたいと思います。

○議長（中田眞司君）

お諮りします。本日の会議時間は、議事の都合により、この際、あらかじめ、これを延長したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中田眞司君）

ご異議なしと認めます。

本日の会議時間は、延長することに決定しました。

○右山正美君

執行側との連携もとれていない、財政的な背景もない。そういった中で、よく桜田議員がいつも言っているんじゃないうふに思いますよ。というのは、やはりパブリックコメントとか、そういったこともやって作り上げていく。こういうことが、私は大事ではないかなと。ただ単に、よそのところからピックアップして、取ってきて条例にするということだけではなくて、市行政、執行側との連携、あるいは市民との連携、こういったものを抱き合わせて、まさしく市民の要求・要望も含めて、これで作り上げていかないと、ちょっと一方的なやり方では、私はできないと思うんですけれども、その辺についてはどうでしょうか。

○桜田秀雄君

先ほども申し上げましたけれども、市当局とのすり合わせ、これが欠けているのではないかと。その辺については、先ほど申し上げたとおりでございます。

また、これ以降、この条例、本来はパブリックコメントとか、さまざまな市民の皆さんの意見を聞く、こういう機会も必要ではなかったかという点でございますけれども、そういうことを踏まえまして、この条例の施行日をこれからやはり、そうした市民への説明、こうした時間も必要でございますから、交付の日からとさせていただいておりますので、ご理解を願いたい

と思います。

○右山正美君

別に桜田議員を責めているわけじゃないんだ。こういうところに問題があるよということを私は指摘しているわけで、17条においても、命令代執行とか、緊急安全代執行とか、そういったものも、やはり予算措置というものが出てくるんですよ。そのお金をどうするんだといったときに、やはり市が出さなければいけませんし、住民とどういうところで会議をやって、どういう問題が出て、どういうところでやるんだといったときに、これはやはり正直言って抜けているんですよ。大体、空き家とか、そういったところは、私も本当に火事が出たところが完全に壊さないで、そのままで放置されているところが結構ありますね。ああいうのも嫌なんですけれども、でも、やはりお金がないとか、ずるい人もいるでしょうけれども、やはりそういうところで、お金のない人たちが大多数いて、お金を持っている人もいますよ、私、知っていますけれども、私の区にいますから教育関係者で。私が忠告したら、どこから調べたんだと言ったのもいましたけれども、はっきり言って、やはりそういう人もいますよ。だからやはりお金のないほとんどの人が、そのようにいますから、なかなかこれを処理しきれない、処理しないというために、では、どうするんだと。お金を貸し付けるから、一部を負担するから壊していいですかという、地権者にやる。鎌ヶ谷の空き家条例というのは、そういうのが入っているんですよ。

あと、18条に警察の問題も入っていますね。警察の問題で、やはりこれは民事介入が果たしてできるかどうかという問題もあるんですよ。ただし、火災とか犯罪とか、これを防止するためには、これは警察の介入ができるんですけども、やはりその辺の問題も含めて考えていかなければいけない。とにかく、やはり執行側と連携をとりながら、財政的な問題も発生するわけですし、この空き家という問題について、どこで論議するんだといったときに、どう論議するんですか。やはり協議会とか、そういうところで論議して、そして協議会を設置したら協議会の報酬とか、そういうのもありますね。そういう財源の問題も出てくるんですよ。ですから、私はもっともっと検討して、私は絶対嫌だとは言いませんけれども、やはりもっと実効性のあるものにしていかないと、これはあまりにも、ひとりよがり、ちょっと抜け落ちている部分がかなりあると思います。とりあえず、それまでです。

○議長（中田眞司君）

ほかに質疑はありませんか。

○林 政男君

今、右山議員からる話がありましたけれども、私も先ほど名前が登場しましたので、私なりに質問させていただきます。

まず第一に、この空き家条例の判断、これは今論議を聞いていると、この条例の施行に関して必要な事項は規則で定めるということでありますけれども、どういう基準をもって、空き家とか、いろんなことを考えていらっしゃるんですか。これは、後で考えるんじゃないでしょう。この条例とセットで出していかなければおかしいでしょう。施行細則がなければ。その辺はど

ういうふうに考えていますか。

○桜田秀雄君

ここに定義の第2条の中にありますけれども、空き家とは市内に所在する建物、その他の工作物で、常時無人の状態にあるものと、このような認識を持っております。

○林 政男君

それは、すごい拡大解釈じゃないですか。そういうのは、そこらじゅうにいっぱいあるという気がしますよ。さらに言わせていただくと、この個人の権利、先ほど右山議員が言ったように財産権ですよ。これの判断を、これは調査を行うというんですけれども、どこを基準に誰が行うんですか。市の職員でしょう。桜田議員が行うわけではないでしょう。その辺の定義付けはどうなっているんですか。

○桜田秀雄君

誰が行うのかということになりますと、これは八街市には建築審査会とか、そういうものがございませんから、そういう委託を受けた職員が行うことになろうかと思います。これは、建築基準法の中の8条を引用させて、それを根拠にしたいと。

○林 政男君

1つの事案を扱うのに、大変広範囲にわたるんですよ。民生関係もあるし、そちらの経済のいろんな分野の方が、建築主事もあるし、法的に権利関係の詳しい方もみんな入らなければいけないんですよ。そうすると、先ほど右山議員がおっしゃられた、やはり協議会とか、そういう機関がないと、勝手にはできないんですね。それがここには書いていない。

最後に、ここが一番大事なところだと思うんですけれども、ここに代執行できると書いてありますよね。これは、人の財産を市当局が命令して、財産をある意味ではなく奪ですよ。あるいは取り壊し命令とか、そういうのをさせるわけですよ。それをこんな、いとも簡単には代執行ってできないんですよ。すごい手続が複雑なんですよ。それをどうされるんですか。これを見ると、建築基準法の第10条第4項を準用する建築基準法第9条第12項の定めるところに従い、自ら所有者等のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができるという、市長がこれを行うということは、相当な手続をしないとできないんですよ。個人財産を取り壊す、あるいは撤去ですからね。その辺はどうやって考えているのですか。

○桜田秀雄君

先ほど来、右山議員からもお話がありましたけれども、個人財産ということで、憲法第29条との関係、さまざまあるかと思いますが、この条項については、ただいま林議員が申し上げましたように、建築基準法の中に、そういう条項がございますので、これを使えば十分であろうと、そのような認識を持っております。

また、特にこれはあくまでも所有者に対する、自らが率先して行っていただきたいと、そういうことを要請するものであって、もちろん最終的には、今言われた条例の中で、各条文にありますけれども、代執行もできると、そういう条例案になっておりますけれども、なるべくそこに至らないように、先ほど説明の中で申し上げましたように、緊急安全代行措置及び命令

代行措置というものを設けておりますので、ご理解を願いたいと思います。

○林 政男君

今の意見の中で、代執行するということはわかっているんですけども、そこに行くまでの手続が、この中のどこにも書いていないでしょう。全然、個人の権利とか、そういうのを奪うに対して、市長だってやたらに命令出せませんよ。個人財産にいろいろ関わることですから。これには、やはり法曹界、要するに法律に詳しい方を市役所の中のスタッフに入って、いろんな角度からやらなければ、そんな簡単に代執行なんてできませんよ。それをどこで担保しているか。この条例にはできない。したがって、この空き家条例の制定については、この際、撤回されたらどうですか。

○桜田秀雄君

今、林政男議員から言われた内容については、これから総務常任委員会の中でやられるのであろうと思いますので、その中で議論を申し上げ、考えてみたいと、このように考えています。

○議長（中田眞司君）

ほかに質疑はありませんか。

○新宅雅子君

先ほど、桜田議員から林政男議員と、小菅議員と私、新宅雅子が空き家条例のことで質問をしたと。私は、確かに質問をいたしました。それで、もう出そろったというふうにおっしゃいました。出そろったというふうに言って、私の名前を使わないでいただきたい。私は、そういうつもりで、桜田議員のような、こういう条例を今作ろうと思って質問をしたわけではありませんので、もし、空き家条例を、これを撤回しないのだったら、私の名前はやはり削除していただきたい、そういうふうに思います。いかがでしょうか。

○桜田秀雄君

皆さん方が、各議会の中でさまざまな発言をされております。その発言は会議録に載っておるわけでございますけれども、それについては、私は問題はないのかなと思いますけれども、今、新宅議員の方から、ぜひとも削除していただきたいというのであれば、これもまた議長の方でお取り扱い願えればよろしいかなと思います。

○議長（中田眞司君）

先ほど、桜田秀雄議員より、発議案第2号の提案理由の説明の発言中、特定の議員の氏名の部分について削除の申し出がありました。この件については、議長において後ほど速記を調査の上、措置することにします。

○石井孝昭君

お隣にいて、ちょっと言いづらい部分があるんですけども、この空き家条例の適正化に関する制定について、議員である桜田議員が問題1つ提起されることは、議員としてすばらしいことだというふうには思っておりますが、ご自身としては、その部分、執行部との整合性をとる部分とかが不足していたということは、認識されたようなので、その部分に関しては、今後改めていただければありがたいと思いますけれども、まず、例えば空き家を管理する条例なん

ですけれども、どこの部で、どの課で、どういう形のセクションが担当されると想定されておりますでしょうか。

○桜田秀雄君

その辺については、私が申し上げることではないのではないかなと。例えば、先ほど、まだ委員会の付託は決まっていないと、こういうお話でございましたけれども、この条例案、先ほど各議員から話がありましたように、各課にまたがる事項でございます。それについても、総務常任委員会を窓口とすると言われたように、これは、この先、考えることではないかと、このように考えております。

○石井孝昭君

条例ということなので、総務ということは今おっしゃったのかなと思いますけれども、林政男議員の言うとおりの、経済建設の部分であったりとか、非常にそういう法曹の部分だとかという部分は、非常にここに絡んでくるものだと思っております。

また、固定資産税ということになりますと、当該市町村に不動産を持っている方、要は八街に在住の方はもとよりなんですけれども、他市町村で不動産を八街に持っている方。これは会社も含みますけれども、そういう方々に不動産納税義務があるわけなんですけれども、その方々の例えば権利を失ったときの調査権、あと、もう一つには国民健康保険の資産割部分にも、この部分は十分影響してくるというふうに認識をしております。その部分の解釈は、桜田議員はいかがでしょうか。

○桜田秀雄君

確かに固定資産で、空き家を取り壊して更地にしますと、固定資産税が数倍に上がると、こういう状況もありますし、その辺については、国民健康保険税にも影響する。いろんな面にもちろん影響すると思いますけれども、その辺については、直接、この条例とは絡みがないのではないかなと、こんなふうに思いますが。

○石井孝昭君

今、お答えいただいたんですけれども、それは全く誤解で、十分影響があるというふうに、私は認識しております。ですから、非常に税という部分は八街市にとっても対策本部を中心に果敢に取り組んでいるところでもありますし、そうすると、文教の委員会にも影響してくるというふうに認識をしております。先ほどの法曹の話も出ましたけれども、代執行の話になると、恐らく裁判所の許可を得て、市長がそれを承諾をして、判こを押して代執行という形になろうかと思っておりますけれども、先ほどの前段のお話の中では、さまざまなそういった協議会とか、そこに付帯する、連名する委員さんとか、何かの受け皿がないと、そこが整わないのかなというふうに思いますので、私としては、今日出してこられた、この発議案第2号に関しては、非常に唐突感があるというふうに認識しておりますので、その部分は、ご自身はどちらかが取り扱う委員会だとおっしゃっていますけれども、私としては、ここは一応、お取り下げになられてお考えになっていただいた方がいいと。もしくは、今日取り下げで、執行部の皆様等々と膝を合わせて、また、6月なり、先の議会に私はお考えを提出されたいかがかなと。もしくは、

執行部の皆様から本来であれば、そういう部分は提出していただければ、私からもありがたいというふうに思いますので、そこはどこの部になるのか、どこの課なのか、私は今申し上げることはできませんけれども、執行部にも、その辺を一言申し伝えておきたいと思います。以上です。

○議長（中田眞司君）

ほかに。

○川上雄次君

私の方からは、この条例を撤回するという話が出てこないもので、発言させていただくんですが、空家条例を制定するというのは、全国的な流れで、県内でも多くの市で導入しております。そういった意味では、時代の流れとして、本市でも導入を早期に検討すべき項目だと思っております。そういう意味では、執行の方で、ぜひとも、これには取り組んでいただきたいということと、あと、今回、取り下げないということなので、今回の条例については、空き地及び垣根が入っております。既に本市では、空き地に関する条例ができております。また、垣根については、条例の制定を私どもも願っているんですが、市道と垣根との境界線、莫大な量の境界を確定するには、費用もかかるし、時間もかかるし、地権者の協力もいるということで、簡単に条例化できないという状況があります。この辺についての状況、これまでの空き地条例の経緯であったりとか、垣根についての経緯については、桜田議員は、この条例を作る前に執行部、また、担当課から詳しい話を聞いたりして検討されたのかどうか。その点をもう一度確認します。

○桜田秀雄君

その辺については、先ほど林政男議員にお答えしておりますけれども、調整ができていないと、この点については、先ほど申し上げたとおりでございます。

先ほどからいろんな意見が出ておりまして、八街市議会でこれだけの議論がされているということは、大変、私もありがたいと、このように思っています。この条例について、確かに、今、石井議員、あるいは林政男議員から言われたように、財産権に及ぶ問題でございますから、それについて、例えば政令都市であれば、建築審査会、こういうものがありますから、そういう中で、その判断ができる、そう思いますけれども、八街市はそうした審議会等が正直言ってございません。これをやるのに、やはりその審議会等の意見、これは市長が職務を遂行する上で、審議会等の意見を聞かなければ、これはやはり前に進められない。そういう事案でございますので、今、石井議員からお話があったように、できれば、これから形は私が撤回をして、新たに市側の方に検討を願うと、そういう姿勢があれば、撤回をしたいと思いますけれども、市長いかがでしょうか。

だから、そういうことでございますので、執行部も聞いておられますので、今回は石井議員の発言に基づきまして、撤回をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（中田眞司君）

予定外の進行になりましたので、暫時休憩しますので、そのままお待ちください。

(休憩 午後 5時20分)

(再開 午後 5時22分)

○議長（中田眞司君）

再開します。

ほかに質疑はありませんか。

○加藤 弘君

今まで多くの方からいろんなご意見をいただいた中で、こちらに賛同者として載っている古場議員のお考えはいかがなものか、お聞かせ願いたい。先ほども賛同者として載っていないが、賛同に回らないという状況がございましたので、その辺、古場議員のお考えを伺いたいと思います。

○古場正春君

先ほど撤回するというところでございますので、提案者と同じです。

○議長（中田眞司君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中田眞司君）

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

会議中ではありますが、議会運営委員会及び全員協議会開催のため、ここで20分間の休憩をいたします。

最初に議会運営委員会を開催しますので、関係する議員は第2会議室へお集まりください。

(休憩 午後 5時24分)

(再開 午後 6時04分)

○議長（中田眞司君）

再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま北村市長から議案第29号、議案第30号が提出されました。

お諮りします。この際、これを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中田眞司君）

ご異議なしと認めます。

議案第29号、議案第30号を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1、議案の上程を行います。

議案第29号、議案第30号の提案理由の説明を求めます。

○市長（北村新司君）

本日、追加提案いたしました案件は、平成２４年度八街市一般会計補正予算及び平成２４年度八街市下水道事業特別会計補正予算でございます。

本議会におきまして、平成２４年度八街市一般会計補正予算第５号、平成２４年度八街市下水道事業特別会計補正予算第２号を提案し、先ほど、それぞれ原案のとおり可決する旨の議決をいただいたところでございますが、今回の補正予算は、国の第１次補正予算の成立に伴い、平成２５年度以降に実施を予定している計画事業の一部を前倒しをして実施するため、それぞれ平成２４年度予算に計上するものでございます。

それでは、提案いたしました各議案についてご説明いたします。

議案第２９号は、平成２４年度八街市一般会計補正予算についてでございます。

この補正予算は、既定の予算に７億８千１８２万円を増額し、歳入歳出予算の総額を２０億５千４３２万４千円とするものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金３億９千２８万円、繰入金１千３４万円、市債３億８千１２０万円を増額するものでございます。

歳出につきましては、橋りょうの点検調査費等を含む道路整備事業費１億２千７１５万９千円、道路排水施設整備事業費５千１００万円、流末排水施設整備事業費１億５千８００万円、小中学校の校舎の耐震改修工事及び老朽化した浄化槽の改修のため、小学校施設改修事業費及び中学校施設改修事業費４億４千５６６万１千円を増額することとし、本補正予算を含む本年度予算において、年度内に完了が見込めない経費について、繰越明許費の設定を行うものでございます。

議案第３０号は、平成２４年度八街市下水道事業特別会計補正予算についてでございます。

この補正予算は、既定の予算に１千８００万円を増額し、歳入歳出予算の総額を１１億９千６６７万９千円とするものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金８００万円、市債１千万円を増額するものでございます。

歳出につきましては、下水道事業費１千８００万円を増額することとし、年度内に完了が見込めないことから、繰越明許費の設定を行うものでございます。

よろしくご審議の上、可決くださるようお願い申し上げます。

○議長（中田眞司君）

お諮りします。ただいま議題となっております議案第２９号、議案第３０号は、会議規則第３７条第３項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中田眞司君）

異議なしと認めます。

これから、議案第２９号、議案第３０号に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

○丸山わき子君

若干、質問をさせていただきます。

歳出、これは議案第29号、12ページでお伺いするところですが、道路整備事業にしまして、橋りょう点検調査及び長寿命化計画策定業務ということであるわけですが、これは八街市は、この橋りょうに関わっては、どのくらい対象物件があるのか、お伺いしたいと思います。

○建設部長（糸久博之君）

市内の橋りょうにつきましては、大小ございますけれども、25カ所ございます。

○丸山わき子君

今、全国的にも、この橋りょうに関しては危険箇所総点検という取り組みがされている中で、ぜひ、これも八街市としても早急にやらなければならないというふうに思うところあります。

それと、次の工事請負費につきまして、この道路改良工事、具体的には、どの路線になっていくのか、お伺いいたします。

○建設部長（糸久博之君）

道路改良につきましては、市内の25路線を対象としております。1・2級の道路が10路線と一般の生活道路が15路線、合計25路線でございます。

主なものとしたしましては、112号線、勢田のバス通りのカーブの付近とか、209号線の東部グラウンド、コンビニの脇の入ったところの道路でございます。あと211号線、用草のクリーンセンターの進入路付近、212号線、クリーンセンター先の佐倉地先の付近でございます。あと、216号線として、南中学校前の通りでございます。あと、218号線、これは二州第二保育園、馬神社付近から国道409号へ抜ける付近の道でございます。あと221号線として、立合松、これは住野の交差点の東側から次の交差点から409号に北の方に抜ける道でございます。あと、223号線、これは長谷団地、一区の国道409号から富里へ向かう道路、市営住宅の長谷団地の前あたり。その他でございます。

○丸山わき子君

この間、私も議会の中で質問してきたところでございますが、例えば大関・西林に関わる北総中央用水事業、ここでは、住民との間に道路整備をしていくよという約束がされていますが、今後、部長は地元住民の皆さんとの話し合いをしていくんだという答弁をいただいていますけれども、こういった予算で、この地域の道路整備はしていけないのかどうか。その辺についてはいかがでしょうか。

○建設部長（糸久博之君）

北総中央用水の関係でございますけれども、平成25年度におきましては、向日台の方から四木へ向かって、216号線の工事をする予定でございます。先ほど丸山議員のご指摘のあったことにつきましては、まず、こちらの方が終わったという形で、次回に検討してまいりたいと考えております。

○丸山わき子君

段階的ではなくて、次には元気臨時交付金というのが交付される予定であります。ぜひ、そういった点では、住民の皆さんとの約束をまず守っていただくという点で、大いに、その交付金の活用をしていただきたいというふうに思いますが、その辺はどうでしょうか。

○経済環境部長（中村治幸君）

北総中央用水の関係の道路ですので、私の方から答弁させていただきます。

地元説明につきましては、現在、準備をしております、近々説明の方をさせていただく予定でございます。北総中央用水の今言われております道路につきましては、平成27年度に北総中央用水事業が完了するということで、現在、北総中央用水関係で買収した道路が国の管理道路になっております。この北総中央用水事業が完了した後に、改良区あるいは市の方に、この道路が移管されるという運びになっておりますので、その後に整備ができるということで、移管になった後の整備について、現在、道路管理部門と調整しておるところでございます。

○議長（中田眞司君）

ほかに質疑はありませんか。

○右山正美君

一般会計で、小中学校の耐震化、これは2年前から耐震化を進めなさいということでやってきて、ようやくここに来て耐震化が進むということになってきたわけですが、今日、この場で議決されて、どういうアクションで耐震化を進めていくのか。まず、その辺について伺いたいと思います。

○教育次長（長谷川淳一君）

耐震化工事につきましては、小学校3校、中学校1校が未実施ということで残っているわけでございますけれども、当初は平成25年度に設計で、平成26年度の夏休み、学校の授業等に支障を来さないような形で進めるということで計画しておりましたけれども、たまたま国の補正予算の活用で、財源的に有利だということを受けまして、平成25年度中の上半期で設計を終わらせて、下半期で工事をやるということで、大変厳しい日程ではございますけれども、そういう工程で、今計画をしております。

○右山正美君

そうしますと、大体、夏休みで全体的には終わらないと、上半期、下半期という話がありましたけれども、夏休みで半分ぐらい、下半期の冬休みで半分ぐらいという考え方ですか。

○教育次長（長谷川淳一君）

説明が悪かったようでございますが、上半期というのは、4校とも設計を大体9月から10月ぐらいまでに仕上げると。工事を10月以降、10月から3月の間に学校との調整を図りながら工事を実施するというところでございます。

○右山正美君

そうすると、冬休みではなくて、授業が再開されていても、その間に工事は進めていくと、

こう認識していいんですか。要望として、一刻も早く、そういうふうにやってほしいんですが。

○教育次長（長谷川淳一君）

騒音とか、振動が出る工事がどうしてもございますので、それはなるべく冬休み等、休みの時期にやりたいというふうに考えておりますけれども、なかなかそれではおさまらないということでございますけれども、ただ、授業の実施しているときにも、工事をやらないと、とても完成が間に合いませんので、調整しながらやっていくということでございます。

○右山正美君

今でも地震はどんどん来ておりまして、この小中学校の耐震化の問題については、さまざまな経緯があったわけですが、とにかく避難場所にもなっているということで、早くやってほしいという気持ちがあったわけで、やっとこれで追い付いて、耐震化が進むということは、大変うれしいことで、また、児童・生徒が安心して、その場で生活できるという点では、積極的に対応していただきたいと、そういう具合に申し上げておきます。

それから、議案第30号ですが、800万円の社会資本整備交付金と1千万円の繰入金で1千800万円、この事業が11ページの歳出で見えてほしいんですが、公共下水道汚水整備事業費ということで、繰越明許になっているわけですが、これはどうしても年度内に終わらないということで、繰越明許になったわけですが、これはどのくらいの長さの距離で、場所がどういうところなのか。その辺について。

○下水道課長（藏村隆雄君）

今回補正しまして、事業費としまして1千800万円ですが、場所は榎戸字方角台、泉台団地の東側に隣接する箇所で、市道榎戸30号線でございます。工事延長につきましては、内径200ミリの塩ビ管を155メートル整備する予定でございます。

○右山正美君

155メートルということで、そこに付随する世帯数はどのくらいあるのか。また、せっかく下水道管を通して、やはり一体事業の面を考えると、多くの方が下水道に参加してもらえるような、そういったことも考えていかないと、費用の面で落ちると思うんですが、その辺の対応策というのは、どのように考えているのか。

○下水道課長（藏村隆雄君）

今回整備する箇所につきましては、対象世帯数が17カ所を見込んでおります。この延長に対する対象戸数につきましては、費用対効果について十分見込めるものと考えております。

○右山正美君

一番最初に聞けばよかったんですが、これは補正で繰越明許になったというのか、もちろん予算が足りなくなったんでしょうけれども、事業の内容として、1千800万円追加で繰り越しになったんですが、やはりどうしても、それは予算上不足したということで認識していいのかどうか。それと、もっと重大な工事の中身が違ってきたのかどうか。その辺の事情についてはどうなんですか。

○下水道課長（藏村隆雄君）

この補正予算につきましては、予算額が足りなくなったということではございませんで、国の補正予算に基づきまして、国の方から要望等があれば要望をしてほしいという依頼がありまして、それに基づいて、来年度、平成25年度以降に予定していた箇所を前倒しして計上したものでございます。

○右山正美君

前倒ししたということであれば、私は区域内のことで、もっとやらざるを得ないようなところはあるんじゃないかなというふうに思うんですけれども、その辺についてはどうですか。

○下水道課長（藏村隆雄君）

下水道課としましては、現在、事業認可をいただいている箇所で、一番有利と思われる箇所を選定したものでございます。

○右山正美君

費用対効果ということもいろいろありますし、そこに張り付いている世帯数が、全員が下水道に加入していただける。こういったことも、私は費用対効果の面からすれば、大変重要になってくると思いますので、そういう努力も、ぜひしていただきたいと、こういう具合に申し上げておきます。以上です。

○議長（中田眞司君）

ほかに質疑はありませんか。

○林 修三君

1点だけ、お伺いします。補正予算案の12ページに道路排水対策費ということで、5千100万円が計上されておりますけれども、先ほどの説明では、市道9路線の冠水対策であるというように伺いましたが、具体的におわかりでしょうか。

○建設部長（糸久博之君）

9路線につきましては、側溝整備が3路線ございまして、112号線、これは勢田の消防機庫の前の通りでございます。あと、二区11号線、これは二区、長谷川病院の近くでございます。あと、六区8号線、これは国道409号から六区の元消防機庫の付近から東金の方に行く道でございます。

あと、そのほかの6路線につきましては、地下貯留施設整備でございまして、216号線、南中学校の前の通りのクランクしている部分の付近でございます。あと、三区43号線、これは石井印刷付近でございます。夕日丘27号線、これは岡田のシンレキ工業さんの南に向かって右の方になりますけれども、その付近です。夕日丘36号線、これは112号線、小山バス停入り口付近の西側になります。四木1号線、116号線の四木の消防機庫の東側にあたります。砂の7号線、これは南中学校前の通りの1本南側の平行した細い道路になります。以上です。

○林 修三君

市民の道路の冠水対策については、非常に要望が多くございます。今回このように9路線

について冠水対策をしていただくということは、大変ありがたく、感謝申し上げたいと思います。ぜひ、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（中田眞司君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中田眞司君）

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから、討論を行います。

最初に、議案第29号について討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中田眞司君）

討論がなければ、これで、議案第29号の討論を終了します。

次に、議案第30号についての討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中田眞司君）

討論がなければ、これで、議案第30号の討論を終了します。

これから、採決を行います。

最初に、議案第29号、平成24年度八街市一般会計補正予算についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（中田眞司君）

起立全員です。議案第29号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号、平成24年度八街市下水道事業特別会計補正予算についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（中田眞司君）

起立全員です。議案第30号は、原案のとおり可決されました。

本日、桜田秀雄議員から提出された発議案第2号、八街市空き家等の適正な管理に関する条例の制定について撤回したいと申し出があります。

発議案第2号の撤回の件を日程に追加し、追加日程第2として議題にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中田眞司君）

ご異議なしと認めます。

発議案第2号の撤回の件を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることを決定しま

した。

追加日程第2、発議案第2号の撤回の件を議題とします。

桜田秀雄議員から発議案第2号の撤回の理由の説明を求めます。

**○桜田秀雄君**

それでは、八街市空き家等の適正な管理に関する条例の制定についての撤回について、ご説明をいたします。

提案理由の中でも申し上げましたように、火災で焼け落ちた家屋が市内には、至るところに点在をしております。住民の皆さんが大変に困っています。こうした状況を少しでも動かしたいとの思いで、この条例案を提出させていただきました。

質疑の中で、大変貴重なご意見をいただきました。特に、市民の財産権に及ぶ事案であり、専門家と知識人等、こうした皆さん方のいわゆる審議会等の設置、これは必要不可欠であると、私も認識をしております。こうしたことから、本件については撤回をさせていただき、今後、市と相談しながら、よりよい条例案ができることを願いながら撤回をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

**○議長（中田眞司君）**

お諮りします。ただいま議題となっています発議案第2号の撤回の件を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（中田眞司君）**

ご異議なしと認めます。

発議案第2号の撤回の件を許可することに決定しました。

本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

平成25年3月第1回八街市議会定例会を閉会します。

この定例会は、終始熱心な審議を経て、全ての案件を議了し、ただいま閉会になりました。執行部は、各議員から出されました意見を十分尊重し、市政を執行されますよう強く要望いたしまして、閉会のご挨拶といたします。

議員の皆様に申し上げます。

この後、議会だより編集委員会を開催しますので、関係する委員は第2会議室にお集まりください。

長時間、ご苦勞さまでした。

（閉会 午後 6時30分）

○本日の会議に付した事件

1. 発議案の上程 発議案第2号

提案理由の説明

2. 議案第2号から議案第28号

委員長報告、質疑

議案第23号組み替えを求める動議の提出、質疑

議案第23号修正動議の提出、質疑

討論、採決

3. 発議案第2号

質疑、委員会報告

4. 議案の上程

議案第29号、議案第30号

提案理由の説明

委員会付託省略、質疑、討論、採決

5. 発議案第2号の撤回の件

.....  
発議案第2号 八街市空き家等の適正な管理に関する条例の制定について

議案第2号 八街市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第3号 八街市特別職の職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第4号 八街市一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第5号 八街市一般職の職員の管理職手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第6号 八街市学校給食センター事業特別会計条例を廃止する条例の制定について

議案第7号 八街市児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第8号 八街市高齢者福祉計画策定審議会設置条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第9号 八街市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第10号 八街市指定地域密着型サービス基準条例の制定について

議案第11号 八街市指定地域密着型介護予防サービス基準条例の制定について

議案第12号 八街市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

議案第13号 八街市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第14号 八街市小規模水道条例の制定について

- 議案第15号 八街市市道の移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第16号 八街市公共下水道大池第三雨水幹線建設工事に係る基本協定の変更について
- 議案第17号 八街市公共下水道（雨水）整備事業大池調整池用地の取得について
- 議案第18号 平成24年度八街市一般会計補正予算について
- 議案第19号 平成24年度八街市国民健康保険特別会計補正予算について
- 議案第20号 平成24年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 議案第21号 平成24年度八街市下水道事業特別会計補正予算について
- 議案第22号 平成24年度八街市水道事業会計補正予算について
- 議案第23号 平成25年度八街市一般会計予算について
- 議案第24号 平成25年度八街市国民健康保険特別会計予算について
- 議案第25号 平成25年度八街市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第26号 平成25年度八街市介護保険特別会計予算について
- 議案第27号 平成25年度八街市下水道事業特別会計予算について
- 議案第28号 平成25年度八街市水道事業会計予算について
- 議案第29号 平成24年度八街市一般会計補正予算について
- 議案第30号 平成24年度八街市下水道事業特別会計補正予算について

.....

議案第23号平成25年度八街市一般会計予算の組み替えを求める動議

議案第23号平成25年度八街市一般会計予算に対する修正動議

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

平成 年 月 日

八街市議会議長 中 田 眞 司

八街市議会議員 鯨 井 眞 佐 子

八街市議会議員 新 宅 雅 子